

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月19日
【事業年度】	第13期（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
【会社名】	株式会社コルポート
【英訳名】	Cocorport, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐原 敦矢
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目5番11号
【電話番号】	044 - 201 - 8474（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長兼人事総務部部长 岩元 勝志
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目5番11号
【電話番号】	044 - 201 - 8474（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長兼人事総務部部长 岩元 勝志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高 (千円)	2,435,109	3,325,346	4,176,184	5,083,804	5,750,811
経常利益 (千円)	117,861	274,277	372,768	596,362	718,720
当期純利益 (千円)	77,915	200,341	258,746	452,903	525,584
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	183,125	183,125	183,125	556,350	563,286
発行済株式総数 (株)	320,445	3,204,450	3,204,450	3,577,450	3,618,150
純資産額 (千円)	152,016	352,357	611,104	1,810,242	2,349,700
総資産額 (千円)	830,371	1,158,511	1,435,478	2,508,498	3,168,968
1株当たり純資産額 (円)	47.44	109.96	190.70	506.02	649.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	24.31	62.52	80.75	138.39	145.79
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	126.73	140.14
自己資本比率 (%)	18.3	30.4	42.6	72.2	74.1
自己資本利益率 (%)	68.9	79.4	53.7	37.4	25.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	28.04	11.81
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	6,339	141,638	176,197	421,415	562,618
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	51,057	149,556	119,910	139,161	101,383
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	8,936	24,484	79,513	505,325	24,530
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	102,815	70,412	47,186	834,764	1,271,469
従業員数 (人)	368	487	587	695	739
株主総利回り (%)	-	-	-	-	44.4
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(125.6)
最高株価 (円)	-	-	-	6,780	3,930
最低株価 (円)	-	-	-	3,715	1,600

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第9期、第10期及び第11期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、当社は、2023年3月31日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第12期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
6. 第9期から第11期までの株価収益率は、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時従業員数は、当該臨時従業員数の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
8. 当社の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。なお、第10期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第9期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 当社は、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
10. 2023年3月31日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第9期から第12期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。  
なお、2023年3月31日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2【沿革】

当社は、指定障害福祉サービスを提供することを目的として2012年1月に株式会社Melk（現株式会社コルポート）を東京都中央区日本橋に設立、同年3月に神奈川県川崎市川崎区に本社を移転、同年4月に同区内に初めての就労移行支援事業所を開設し、「指定障害福祉サービス事業」（注）1を行ってまいりました。当社設立以降、現在までの沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2012年1月	東京都中央区日本橋に株式会社Melk（現株式会社コルポート）を設立（資本金1,000千円）
2012年3月	神奈川県川崎市川崎区に本社を移転
2012年4月	神奈川県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Melk川崎Office（現Cocorport川崎Office）」を開設し、「就労移行支援サービス」（注）2を開始
2013年9月	神奈川県にて初めてとなる障害児通所支援事業所「Bloom petitセンター北教室」を開設
2014年7月	創起株式会社を持株会社として設立し、創起株式会社への株式移転による100%子会社への変更
2014年8月	千葉県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Melk船橋Office（現Cocorport Rework 船橋）」及び「Melk千葉Office（現Cocorport千葉Office）」を開設 創起株式会社が就労移行支援事業を営む株式会社BARKの株式を譲受し、同社を創起株式会社の子会社へ変更
2015年7月	障害児通所支援事業所「Bloom petitセンター北教室」を株式会社ブルームへ事業譲渡
2016年2月	東京都にて初めてとなる就労移行支援事業所「Melk町田駅前Office（現Cocorport町田駅前Office）」を開設
2016年6月	創起株式会社が子会社として指定計画相談支援事業の株式会社Growを設立
2016年7月	創起株式会社の子会社である就労移行支援事業の株式会社BARKを吸収合併
2016年10月	埼玉県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Melk大宮Office（現Cocorport大宮Office）」を開設
2018年5月	創起株式会社を吸収合併 株式会社Growを吸収合併し、2018年6月より当社にて「指定計画相談支援サービス」（注）2を開始
2018年7月	NPO法人未来サポート協議会より就労移行支援事業を譲受し、福岡県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Melk天神駅前Office（現Cocorport天神駅前Office）」を開設
2018年10月	「就労定着支援サービス」（注）2を開始
2019年10月	株式会社Melkを株式会社コルポートに社名変更
2020年4月	「自立訓練（生活訓練）サービス」（注）2を開始、神奈川県にて初めてとなる自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College川崎キャンパス」及び「Cocorport College横浜キャンパス」を開設
2020年10月	プライバシーマーク取得
2021年4月	東京都にて初めてとなる自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College町田キャンパス」及び「Cocorport College八王子駅前キャンパス」を開設 千葉県にて初めてとなる自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College千葉キャンパス」及び「Cocorport College新松戸駅前キャンパス」を開設 埼玉県にて初めてとなる自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College大宮キャンパス」及び「Cocorport College川越駅前キャンパス」を開設
2021年5月	大阪府にて初めてとなる就労移行支援事業所「Cocorport大阪梅田Office」「Cocorport大阪なんば駅前Office」及び「Cocorport大阪京橋Office」を開設
2021年7月	愛知県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Cocorport名古屋駅前Office」及び「Cocorport名古屋金山駅前Office」を開設
2022年5月	兵庫県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Cocorport尼崎Office」を開設
2023年3月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年4月	大阪府にて初めてとなる自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College大阪梅田キャンパス」を開設
2023年9月	群馬県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Cocorport高崎駅前Office」を開設

年月	概要
2024年4月	福岡県にて初めてとなる自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College天神駅前キャンパス」を開設
2024年4月	リワーク専門の「自立訓練（生活訓練）サービス」を開始、千葉県内にて初めてとなるリワーク専門の自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport Rework 船橋」を開設

（注）1．本書では法律用語である「障害」という表記を用いております。

2．当社が提供する各サービスは、障害者総合支援法に定められた「指定障害福祉サービス」です。

「就労移行支援サービス」は、障害のある方が就労に向けたトレーニングを行い、働くために必要な知識やスキルを習得し、就職後も職場に定着できるようサポートを行うサービスです。

「指定計画相談支援サービス」は、障害のある方が自分らしく生活していくために福祉サービス利用についての相談と目標に合わせた計画を作成するサービスです。

「就労定着支援サービス」は、一般就労をしている障害のある方が長く職場に定着できるよう、障害のある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

「自立訓練（生活訓練）サービス」は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などのサポートを行うサービスです。

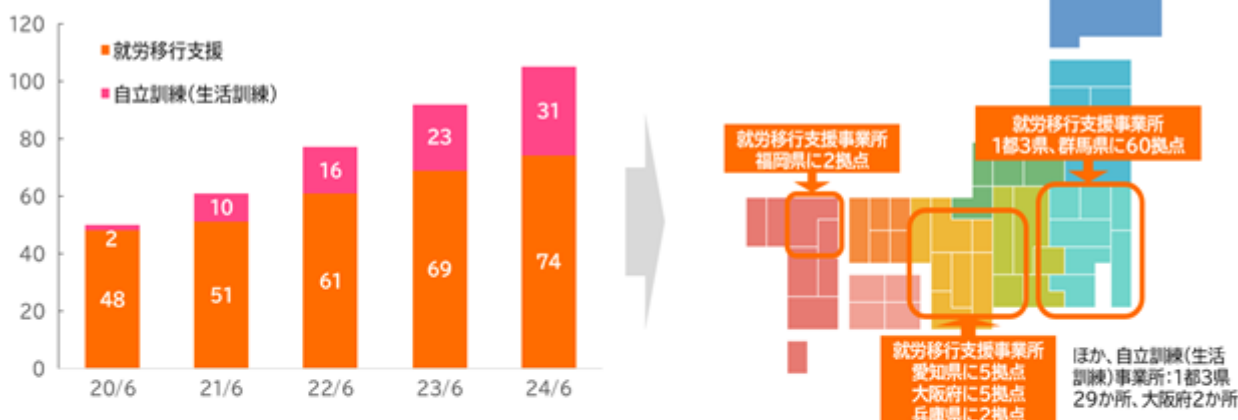
### 3【事業の内容】

当社は、創業以来、「指定障害福祉サービス事業」を行っており、主たるサービスである「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」のほか、「自立訓練（生活訓練）サービス」を提供しております。

主たるサービスである「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」のこれまでの実績といたしましては、2012年4月に神奈川県川崎市川崎区に就労移行支援事業所「Cocorport川崎Office」を開設したのを皮切りに、首都圏（1都3県）を中心に拠点を拡大し、2024年6月30日現在で、就労移行支援事業所を首都圏（1都3県）59か所、愛知県5か所、大阪府5か所、兵庫県2か所、福岡県2か所、群馬県1か所の計74か所（就労定着支援事業所は就労移行支援事業所内にて運営しており、2024年6月30日現在で61か所）まで拡大しております。就職者数は累計4,100名以上を輩出し、就労定着率は90.0%（注）1となっております。また、指定計画相談支援事業所は首都圏（1都3県）4か所（就労移行支援・自立訓練（生活訓練）事業所内にて運営）、福岡県1か所（自立訓練（生活訓練）事業所内にて運営）の計5か所となっております。また「自立訓練（生活訓練）サービス」のこれまでの実績といたしましては、2020年4月に神奈川県川崎市幸区に自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College川崎キャンパス」、神奈川県横浜市西区に自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College横浜キャンパス」を開設したのを皮切りに、2024年6月30日現在で、自立訓練（生活訓練）事業所を首都圏（1都3県）28か所・大阪府2か所の計30か所を運営しております。更に2024年4月に千葉県船橋市にリワーク専門の自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport Rework 船橋」を開設しております。

（注）1．2022年10月2日～2023年10月1日に、当社の就労移行支援サービスを利用して就職した方の中で、6か月以上継続して就労した方の割合

拠点数推移



就職実績



今後も、当社の理念である「私たちは一人ひとりの可能性を信じ、自分らしさと笑顔あふれる社会を共創します。」を実現するため、一人ひとりに適した支援を徹底的に提供するという『「個別」と「支援」』にこだわりながら、「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」で培ったノウハウを生かし、2020年4月から提供している「自立訓練（生活訓練）サービス（Cocorport College）」や2024年4月から新たに提供している「自立訓練（生活訓練）サービス（Cocorport Rework）」の拡大を行っていきます。

当社は、「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主なサービスについてその特徴を記載します。

(就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス)

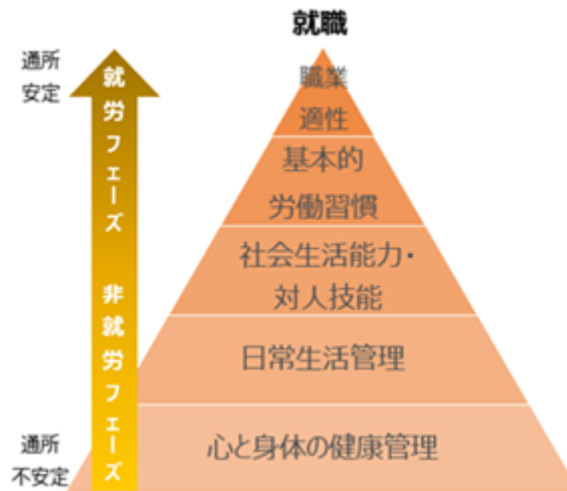
「就労移行支援サービス」とは、障害者総合支援法に定められた「指定障害福祉サービス」の一つであり、障害のある方が就労に向けたトレーニングを行い、働くために必要な知識やスキルを習得し、就職後も職場に定着できるサポートを行うサービスであります。

(特徴)

幅広い受け入れ

非就労フェーズ(通所が週2日程度で職業準備性(注)2が低い)の障害者も含めた幅広い受け入れを行っております。

(注)2. 下記ピラミッド図で表現され、職種や障害を問わず、働く上で必要とされるものを身につけ、準備すること



・週2日程度の通所からでも支援

週4日以上通所から受け入れる就労移行支援事業所が一般的ですが、個別支援を通じて少ない通所数からでも就職に導くノウハウが蓄積されており、本人の就労に向けての意志と行政の受給者証が発行されれば区別なく受け入れております。

集団ではなく『個別』

一人ひとりの障害種別、性別、年齢、状態、個性に応じた支援を行っているため、『個別』で支援をするべきと認識しております。そのため以下のような特徴があります。

イ. プログラム数は555種類以上

一人ひとりに合った多種多様なプログラムを用意しております。



ロ. プログラムによる支援と個別支援を同時に実施

一般的な就労支援事業所では、プログラムが実施されているときは全員プログラムに参加するのが一般的です。コルポートではそのような運用は行わず、一律ではなく、利用者の意志と状況により柔軟に支援方法(プログラムによる支援やプログラムに参加しない方には個々人の状況に合ったトレーニングに対する支援)を変えております。

指導ではなく『支援』

利用者が将来自立して生活していけるように自己決定を尊重しております。例えば、プログラムに参加するかどうかは利用者に自己決定していただいております。また、利用者から「どうしたらいいか教えてください」という質問に対しても、「～をしてください」ではなく、「AとBとCという方法がありますが、どうされますか」というように指導ではなく、相手に決定していただく『支援』を実施しております。

つまり、自立を最終目的とした考えに基づき、指導ではなく『支援』を徹底しております。

その他

・きめ細かな初期定着支援

本格的な定着支援が始まる入社後6か月までの間が職場定着に最も重要な期間と考えております。入社後1か月間はほぼ毎週の面談を実施、その後徐々に面談回数を減らしていき、入社後6か月以降は就労定着支援サービスに引き継いでおります。

「就労定着支援サービス」とは、2018年4月に新たに創設された障害者総合支援法に基づく「指定障害福祉サービス」の一つであり、一般就労をしている障害のある方が長く職場に定着できるよう、障害のある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスであります。障害のある方が就職した後も、笑顔で長く働き続けられるよう、「就業面」はもちろん、「生活面」や「体調面」も含めて、土台からしっかりサポートするところが特徴で、そのために月1回以上の面談を行っております。

「指定計画相談支援サービス」とは、障害のある方が自分らしく生活していくために福祉サービス利用についての相談と目標に合わせた計画を作成するサービスであります。

(自立訓練(生活訓練)サービス)

「自立訓練(生活訓練)サービス」とは、障害者総合支援法に定められた「指定障害福祉サービス」の一つであり、障害のある方が自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などのサポートを行うサービスであります。

(Cocorport Collegeの特徴)

社会課題である「引きこもり」の解消を意図し、2020年4月より自立訓練(生活訓練)サービス(Cocorport College)を開始し、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「Cocorport College」という。)を開設いたしました。障害特性が要因で社会に馴染めない非就労フェーズの方々を支援することにより、就労移行支援サービスにつながり、また、就労移行支援サービスの提供を通じて、「引きこもり」であった方々が就職し、社会的自立ができるようになります。

イ. Cocorport Collegeという名称

本人や家族の方々にとって受け入れやすい名称にしております。

ロ. 社会性を身に付けていただくことにフォーカス

いわゆる学習指導する学校ではなく、社会性を身に付けていただけるように、自己決定を尊重し、小さな意思決定を積み重ねられるような支援をしております。



## ハ．豊富なプログラム

様々な障害のある方々を支援できるように、現在450種類以上のプログラム（注）を用意しております。

（注）プログラムは以下5つのカテゴリーで構成



## ニ．多様な進路

当社のノウハウを生かし、一般就労、就労移行支援、就労継続支援A型（注）1、就労継続支援B型（注）2、など様々な進路に向けて支援をしております。

- （注）1．就労継続支援A型は、障害や難病のある方が、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある職場で働くことができる福祉サービス
- 2．就労継続支援B型は、年齢や体力などの面で雇用契約を結んで働くことが困難な方が、軽作業などの就労訓練を行うことができる福祉サービス

## ホ．就労移行支援サービスとのシナジー効果

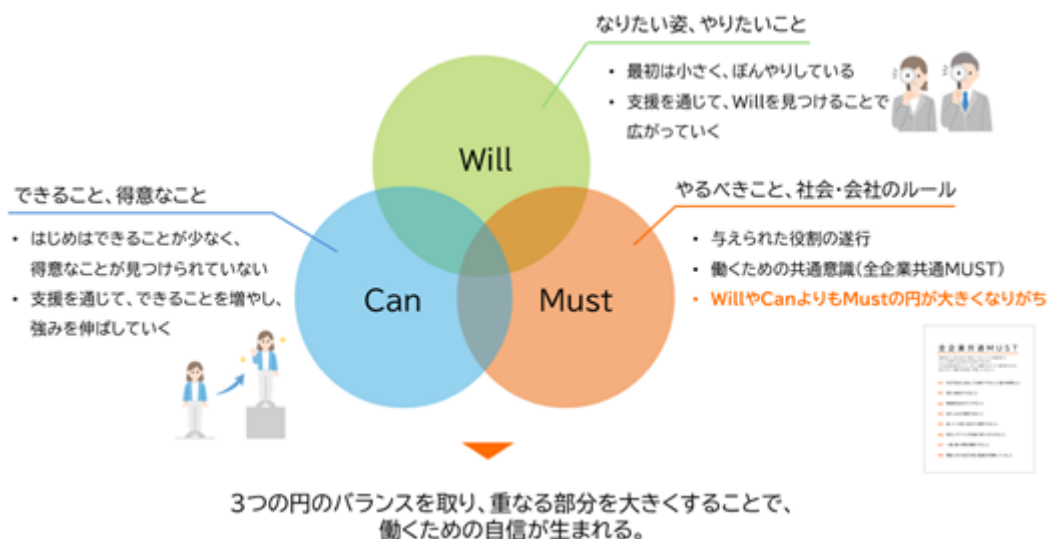
卒業後は、就労移行支援事業所に通所される方々が多くなる予定です。結果として、当社就労移行支援サービスとのシナジー効果が期待できます。

## （Cocorport Reworkの特徴）

精神的な不調により休職した方の復職支援ニーズに応えるため、2024年4月よりリワーク専門の自立訓練（生活訓練）サービス（Cocorport Rework）を開始し、休職されている方々への復職支援も開始いたしました。コルポートのリワーク支援では、「Re: Myself」自分と自信を取り戻すプロセスを支援します。

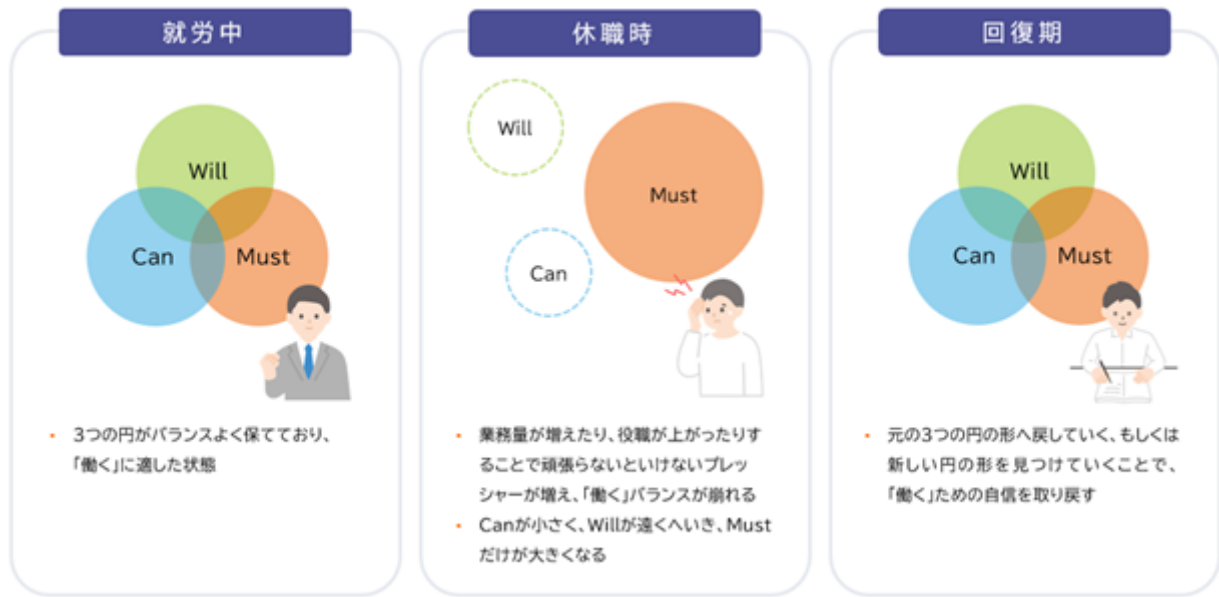
## イ．Will Can Mustの3つの円

「働く」ための支援として「Will Can Must」の視点を大切にしています。



## ロ．3つの円のバランスを取り戻す

リワークを「Will Can Must」の視点で捉えると、就労中は3つの円がバランスよく保てており、「働く」に適した状態です。一方、休職時には円のバランスが崩れてしまい、仕事の継続が困難な状態になっています。コルポートのリワーク支援では、3つの円を元の形へ戻す、あるいは新しい円を見つけていくことで、「働く」ための自信を取り戻します。



#### 八．復職に向けた4つのステップ

復職までのプロセスを4つのステップに分け、555種類以上のプログラムからリワークに適したプログラムを厳選して用意しています。



当社サービスの全体的な流れは以下のとおりであります。

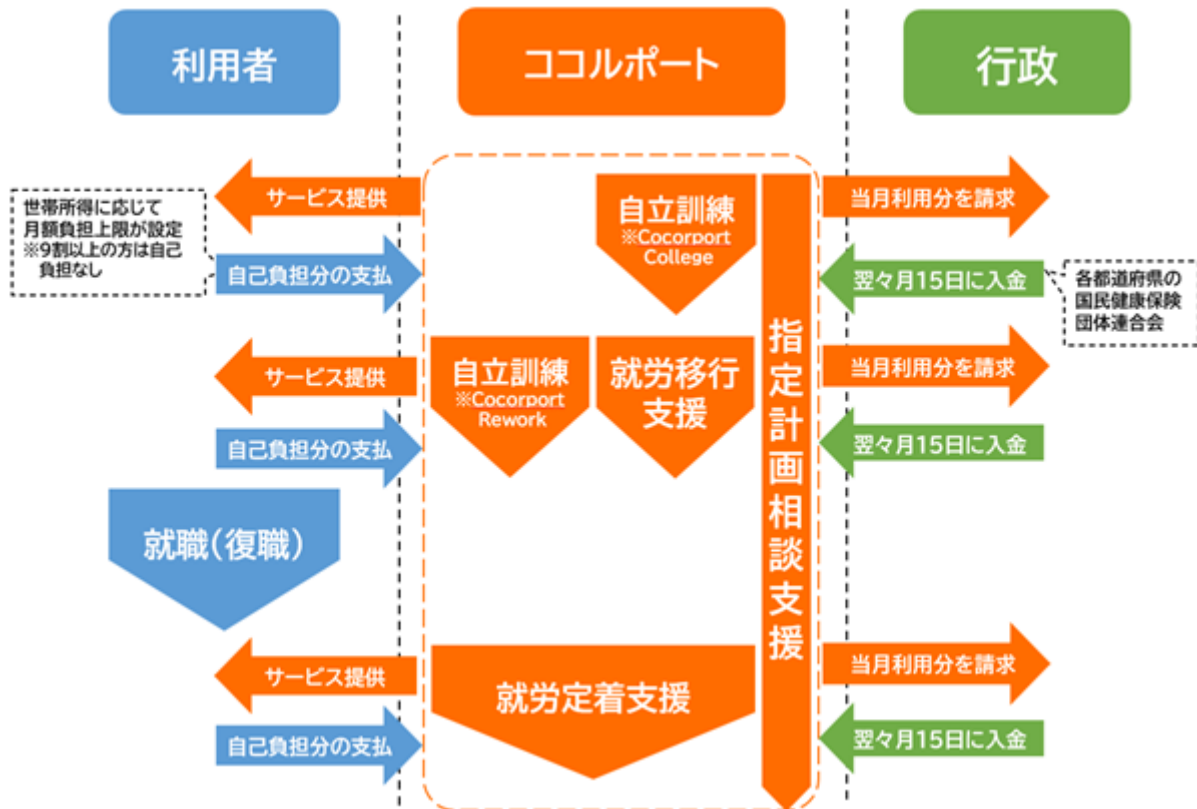


流れ	内容及び特徴
集客	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、各種支援機関、医療機関、各種学校からの紹介・問い合わせ</li> <li>ホームページ、WEB広告、求人広告などからの問い合わせ</li> </ul>
自立訓練（生活訓練） Cocorport College	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所時間は10時～15時（昼食時間は12時～13時）</li> <li>利用者個々のニーズに沿ったきめ細やかな個別支援</li> <li>生活・コミュニケーション・研究・イベント・仕事の5つのカテゴリーから450種類以上の豊富なプログラムを開発・実施</li> <li>一般企業、特例子会社（注）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 など様々な進路先</li> <li>行政、各種支援機関、医療機関、各種学校との連携を密に実施</li> </ul>
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所時間は10時～15時（昼食時間は12時～13時）</li> <li>利用者個々のニーズに沿ったきめ細やかな個別支援</li> <li>555種類以上のプログラムを開発・実施</li> <li>行政、各種支援機関、医療機関との連携を密に実施</li> </ul>
就職	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークへの同行など寄り添うかたちでの就職先選び、アドバイス</li> <li>就職先企業開拓（障害者職業斡旋会社と提携・連携）</li> <li>応募書類のアドバイス</li> <li>模擬面接を通じた面接対策</li> </ul>
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業訪問や来所による利用者との定着面談、アドバイス</li> <li>企業への定着支援・アドバイス</li> </ul>
指定計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定計画相談支援サービスは自立訓練（生活訓練） Cocorport Collegeから就労定着支援までの期間において随時実施</li> </ul>
自立訓練（生活訓練） Cocorport Rework	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所時間は10時～15時（昼食時間は12時～13時）</li> <li>利用者個々のニーズに沿ったきめ細やかな個別支援</li> <li>コルポートにある555種類以上のプログラムからリワークに適したプログラムを厳選して実施</li> <li>行政、各種支援機関、医療機関、企業との連携を密に実施</li> </ul>

（注） 特例子会社とは、障害のある方の雇用の促進、そして安定を図るために設立された会社

当社の「指定障害福祉サービス事業」は障害のある方がサービスを利用して、行政及び利用者から報酬を受領するビジネスモデルとなっております。以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。

[ 事業系統図 ]



#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2024年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
739	36.0	3.2	3,986

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 平均臨時従業員数は、当該臨時従業員数の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。  
 3. 平均年間給与は、各種インセンティブ及び基準外賃金を含んでおります。  
 4. 当社は「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
 5. 当期中において従業員が44名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

##### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度						補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注1）	男性労働者の 育児休業取得率（％） （注1）		労働者の男女の 賃金の差異（％） （注1）			
	正社員	有期雇用社員	全労働者	正社員	有期雇用社員	
47.4	80.0	-（注2）	88.9	88.9（注3）	101.0	-

(注1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

(注2) 有期雇用社員の育休取得対象者はありません。

(注3) 60歳以上の定年再雇用労働者は、正社員に含まれます。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

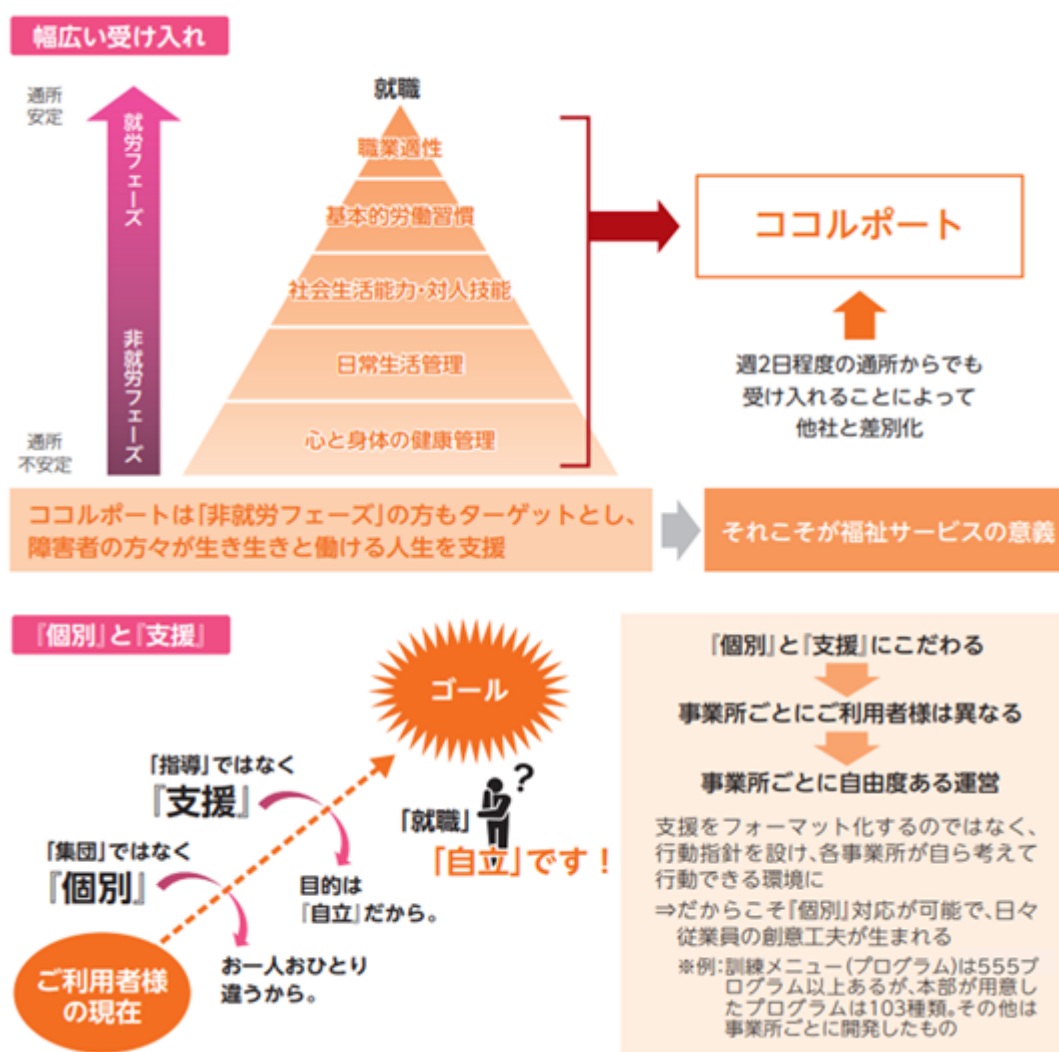
当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、「私たちは一人ひとりの可能性を信じ、自分らしさと笑顔あふれる社会を共創します。」という理念のもと、障害のある方々が生き生きと働き続けられることができるように「一人ひとりに適した支援（個別支援）」をすることを会社の経営の基本方針としております。

#### (2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」「自立訓練（生活訓練）サービス」を、非就労フェーズ（通所が週2日程度で職業準備性が低い）の障害者も含めた幅広い受け入れを行うことで「ターゲット」を差別化し、様々な悩みや不安、課題を抱える障害のある方一人ひとりに適した支援を徹底的に提供（「個別」と「支援」）することでそれを可能にし、ドミナント展開を行うことで経営資源を効率的に活用してまいります。また、引きこもりという社会課題解決のために事業化した「Cocorport College」の卒業生が、コルポートが運営する就労移行支援事業所へ通所するという事業シナジーを生んでおります。



#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、売上高及び経常利益を重要な経営指標と位置付けております。そして、重要な財務経営指標である売上高と経常利益成長を判断するための重要な非財務経営指標を事業所数、利用者数（通所数）、就職者数、定着者数（定着率）として各経営課題に取り組んでおります。

事業所数、利用者数（通所数）、就職者数、定着者数（定着率）を重要な非財務経営指標と考えている理由は以下のとおりであります。

事業所数、利用者数（通所数）	当事業では、1つの事業所でサービスを提供できる利用定員数が「障害者総合支援法」に基づく省令で定められているため、売上高の成長には事業所数の拡大を進める必要があります。また、利用者数（通所数）は売上高を構成する基本単位となるため、成長を判断するための重要な非財務経営指標としております。
就職者数、定着者数（定着率）	就職者数及び定着者数の向上は、次年度以降の基本報酬単価決定の算定基礎となり、報酬単価（売上単価）の向上となるため、成長を判断するための重要な非財務経営指標としております。

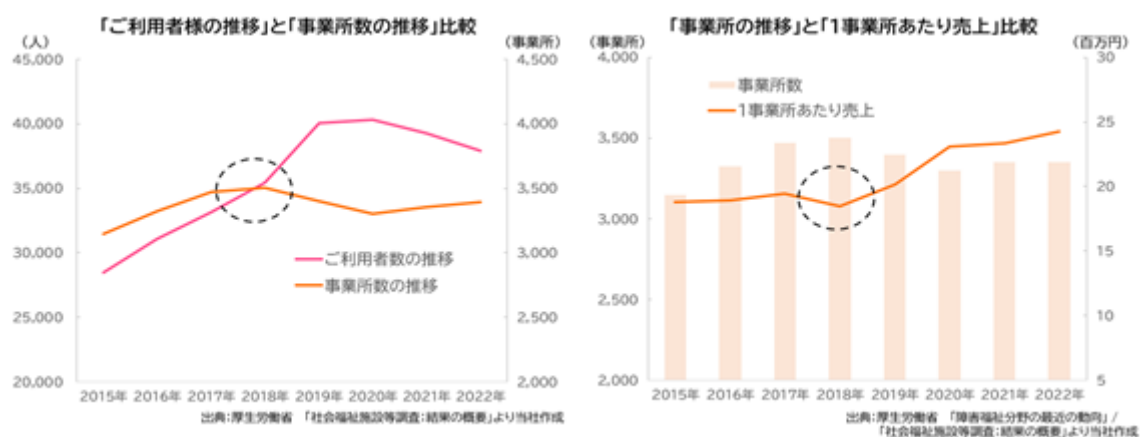
(4) 経営環境

日本における障害者数は増加傾向にあり、内閣府「令和6年度版障害者白書」によれば1,160.2万人となっております。こうした社会環境の下、企業や国・地方公共団体が達成を義務付けられている障害者の法定雇用率は段階的に引き上げられ、2024年4月には2.5%となっております。（参考：1976年時点の法定雇用率は1.5%）。また、2018年には精神障害者が障害者雇用義務の対象に加わり、厚生労働省「令和5年 障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業における雇用障害者数「64万2,178人」、実雇用率「2.33%」はともに過去最高を更新しております。一方で、法定雇用率達成企業の割合は50.1%となっていることや、法定雇用率自体も2026年7月に2.7%に引上げられる（厚生労働省「障害者の法定雇用率上げと支援策の強化について」）ことから、今後も障害者雇用の拡大は見込まれ、それを支援する障害福祉サービスの拡大余地も引き続き大きいと考えられます。

こうした社会環境下において、就労移行支援サービスは、質の高いサービスを提供する必要性が求められるようになり、多くの就職者数を輩出するなど、より成果を出した事業所に報酬単価向上を通じて報いる流れが進んでおります。指定障害福祉サービスにおける報酬額は、厚生労働省において「就労移行支援サービス」と「自立訓練（生活訓練）サービス」といったサービスごとに定められておりますが、「就労移行支援サービス」の報酬単価は、2018年4月の報酬改定以降、利用者の就職後の就労定着実績に応じて基本報酬が大きく増減するように変更されております。

「就労移行支援サービス」については、この報酬単価改定の影響によって就職者を輩出できない事業所は報酬単価の減少により利益率が悪化し、その影響により就労移行支援事業所数は減少するものの、サービス需要は減少することなく維持された状態（注）にあります。一方で、就職者を多く輩出する事業所は、今まで以上に高い利益率を獲得することになるため、利益率が改善する事業所と利益率が悪化して市場から退出せざるを得ない事業所の2極化が進み、就職者を多く輩出する「支援の質が高い」事業者は、マーケットシェアを拡大していくと考えられます。

（注） 厚生労働省 社会福祉施設等調査：結果の概要



(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、法令を遵守し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、継続的に企業価値を高めていく上で、以下の項目を重要課題として取り組んでまいります。

知名度の向上

当社は、「指定障害福祉サービス」を行っておりますが、事業内容の認知度はまだまだ高いとは言えず、今後は当社の事業をより浸透させることが求められます。当社は、非就労フェーズ（通所が週2日程度で職業準備性が低い）の障害者も含めた幅広い受け入れを行っているため、知名度向上が利用者獲得（紹介）の機会増につながるものと考えており、1人でも多くの障害のある方に自立に向けた支援を提供することを通じて、自分らしく前向きに地域社会へ参加する人が増えるように取り組んでまいります。

人材の確保と社員育成

当社における事業はすべて障害のある方に対する直接的な支援であり、重要指標である利用者数（通所数）、就職者数、定着者数（定着率）等を継続的に保つための最大の要素は、高品質なサービスを提供できる人材の質であるとの認識から、人材の「採用と育成」に大きな経営資源を割いております。そのため、当社の理念に共感していただける人材の継続的確保及び定着化を重要な課題の一つとして認識しております。

#### 就労定着支援サービスの強化

当社の就労定着支援サービスにおきましては、当社サービスを経て就職をした利用者が、その職場で長く働き自立することができるようになるまで支援することが必要であると認識しております。当社では、笑顔で長く働き続けられるよう、「就業面」はもちろん、「生活面」や「体調面」も含めて、土台からしっかりサポートするため月1回以上の面談を必須にするなど、今後も一層の支援を図ってまいります。

#### 自立訓練（生活訓練）サービスの強化

2020年4月からサービス提供を開始している自立訓練（生活訓練）サービス（Cocorport College）を強化することは、社会課題である引きこもりの解消につながると考えております。また、就労移行支援サービス利用前段階の方（就職までまだ考えられない方）を自立訓練（生活訓練）サービス（Cocorport College）で受け入れることにより、自立訓練（生活訓練）サービス（Cocorport College）利用終了後に就労移行支援サービス（就職後は就労定着支援サービス）を提供することによって、より一体としてサービスを提供できるようになり、それが利用者へのより大きな付加価値提供につながると認識しております。

自立訓練（生活訓練）サービスの強化は、各種サービスの利用者獲得などのシナジー効果を高めるものと考えております。更に2024年4月より、精神的な不調により休職した方の復職支援ニーズに応えるため、リワーク専門の自立訓練（生活訓練）サービス（Cocorport Rework）を開始し、休職されている方々への復職支援も開始しております。

#### 事業基盤の強化

##### ・事業所数の拡大

当社事業は、一つの事業所でサービスを提供できる利用定員数が「障害者総合支援法」に基づく省令で定められている中、当社は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、就労移行支援サービス及び自立訓練（生活訓練）サービスともに事業所数を拡大してきておりますが、今後の継続的な事業の成長には、一層の事業所数拡大を進める必要があると考えております。

##### ・提供サービスの質の向上

今後継続的に事業所開設を行う際に、どの事業所でも質の高いサービスを提供するためには、一人ひとりごとに異なる悩みや不安、課題に寄り添った個別支援（一人ひとりに適した支援）の徹底が必要になります。そのために、研修を充実させ、行動指針の浸透を図っておりますが、今後一層強化し、各事業所に浸透させる必要があると考えております。

##### ・地域・関係機関との連携強化

障害のある方の個別最適なサービスを提供するために、行政・クリニック・支援機関といった社会資源への働きかけも重視しております。社会資源からの紹介を通じて、障害のある方に当社の質の高いサービスを利用していただき、障害のある方の就労移行実績を継続的に示すことで、社会資源からの紹介を更に増やせるものと考えております。今後もドミナント展開を徹底し、地域・関係機関との連携を強化することは重要な課題であると考えております。

#### 事業関連法令の遵守

当社が展開する事業は、各種法令及び制度に基づいたサービス提供であり、障害者総合支援法及びその関連法令の遵守が事業継続の前提となります。当社では、これらの法令に基づき事業活動を行う中で、今後の法改正に柔軟に対応しつつ、持続可能な指定障害福祉サービス体制の構築を推進してまいります。

#### コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。当社では、業務執行に対する監督体制を強化することにより透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化及びコンプライアンス遵守を推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。具体的には、社外取締役の活用や監査役会、会計監査人、内部監査室との連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮できる体制を整えております。今後におきましても、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより内部管理体制の強化を図り、リスク管理の徹底とともに強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。



#### 財務上の課題

財務上の課題については、安定的に営業キャッシュ・フローを獲得できており、財務基盤は安定していると考えています。今後とも新規事業所開設に伴う投資活動を継続する予定ですが、資金需要は自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした財務基盤を維持しており、現時点で優先的に対処すべき財務上の課題はありませんが、上記事業上の課題に対する対処及び継続的な設備投資を実行できるよう、投資と内部留保の適切なバランスを検討し、事業の営業キャッシュ・フローの改善等に対処するなど、財務体質のさらなる強化に努めてまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) ガバナンス及びリスク管理

当社は、「私たちは一人ひとりの可能性を信じ、自分らしさと笑顔あふれる社会を共創します。」という企業理念を掲げ、役員並びに従業員一人ひとりの、「Cocorport11」という行動指針の実践により、「指定障害福祉サービス事業」を通じた社会課題の解決と持続可能性のある企業価値の向上を実現する企業体制の構築、人材の育成・社内環境の整備に取り組んでおります。

<企業理念>

### 企業理念

私たちは一人ひとりの可能性を信じ、  
自分らしさと笑顔あふれる社会を共創します。

私たちは一人ひとりが様々な可能性を持っていることを知っています。  
そして、一人ひとりの自分らしさと笑顔あふれる社会を、  
関わる全ての人たちと共に創り上げていきたいという願いを企業理念としています。

<行動指針：Cocorport11（コルポートイレブン）>

2019年に、経営陣のみならず全従業員で定めた、企業理念を実現する上での行動指針です。



当社は、現状、サステナビリティに関する基本方針等は定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理をしております。「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長として、常勤役員及び部長職全員が出席する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、サステナビリティ関連を含めて多様なリスクを把握、評価、対策等を実施し、適切なリスク管理に努めております。「リスク・コンプライアンス委員会」は、毎月1回顕在化したリスクやヒヤリハットレベルの事象の把握と対策の検討・実施を定例で行い、四半期に1回又は必要に応じて随時取締役会へリスク管理状況の報告を行い、半期に1回全社でリスク等の洗い出し・再評価を行うというサイクルを継続することで当社のリスク管理体制の推進を図っております。

リスク管理体制については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」もご参照ください。

### (2) 戦略

当社が提供する「指定障害福祉サービス事業」は、障害のある方に対する直接的な支援であり、障害のある方が社会で自立することによる社会課題の解決と持続可能性のある企業価値の向上を実現するにあたっては、「お一人おひとりに適した支援（『個別』と『支援』）」を可能とする人材の確保及び育成が欠かせません。そのため、当社における人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針としては、採用においては、当社の掲げる企業理念に共感し、かつ行動指針Cocorport11を体現できる人材ということを基準として、多様な属性、能力、経験等

を持った人材採用を行うこととしております。また、入社後の人材育成においても同様に、企業理念の実現及び行動指針Cocorport11の体現につながる人事制度、教育研修制度の充実並びに社内環境の整備を、以下の人事ポリシー（コルポートHR7）に基づき、推進しております。

<人事ポリシー：Cocorport HR 7 >

「開かれた制度」、「公平な取り扱い」、「多様性に応える」、「一人はチームのために」、「自らを磨く」、「チャレンジを讃える」、「正しいことをする」

一方で、採用された多様な属性、能力、経験等を持った人材が、公平感ややりがいを感じながら働けるよう、性別にとらわれない人材登用や安心して働ける育児・介護関連制度等、福利厚生・制度の充実による社員への還元を図れるように社内環境の整備も推進しております。当期2024年6月期においては、社内環境整備の一環として、翌期2025年6月期からの賞与制度の導入と、年間休日を115日から120日へ変更し、よりよい社内環境の整備を進めております。

(3) 指標及び目標

当社では、上記(2) 戦略において記載した、人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、現在次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標及び目標	当事業年度目標	当事業年度実績
管理職に占める女性比率	45%以上	47.4%
育児休業取得率	男性社員 70%      女性社員100%	男性社員 80% 対象10名において8名取得 女性社員 100% 対象14名において14名取得

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から、当社として必ずしも主要なリスクとは考えていない事項も含まれております。

当社としては、これらのリスクを予め十分に把握した上で、発生の予防及び対処に万全を期す所存であります。投資判断につきましては本項記載以外のもも含めて慎重に検討していただきたいと思います。また、これらのリスク項目は、本書提出日現在において、当社が判断したものであり、発生の可能性のあるリスクの全てを網羅するものではありませんのでご留意願います。

なお、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 事業環境に関するリスク

法的規制等について

(顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：法改正時、影響度：大)

当社は、事業活動を行う上で、障害者総合支援法等、様々な法規制の適用を受けておりますが、これらの法規制を遵守するため、法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等の情報を遅滞なく収集し、かつ、これらの法規制に抵触することのないように監督官庁と適宜連絡や確認を取りながら事業を進めております。しかしながら、何らかの事情により法規制に抵触する事態が生じた場合、事業活動への制約が生じ、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。特に当社事業は、障害者総合支援法に基づき国及び各都道府県・市町村から報酬を得るサービスであり、当該報酬制度は3年に1回改定が行われるため、想定を超える改定が行われた場合、報酬単価に影響し、当社の売上高、損益及び財務状況に重要な影響を与える可能性があります。

なお、各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定（6年ごとの更新）を受けるものであり、その中でも就労移行支援事業所、自立訓練（生活訓練）事業所の指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。当社の提供する「指定障害福祉サービス事業」に必要な指定は、以下のとおりです。

取得	所轄官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社 各事業所	都道府県等	指定障害福祉 サービス	障害者総合支援法の就労移行支援	6年ごとの更新	障害者総合支援法第50条 (指定の取消し等)
			障害者総合支援法の就労定着支援		
			障害者総合支援法の自立訓練（生活訓練）		障害者総合支援法第51条の 29の2（指定の取消し等）
			障害者総合支援法の特定相談支援		

指定は事業所単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消し等についても事業所ごとに検討されます。現時点において、当社の運営する事業所に指定取消しや営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取消しされた場合や営業停止となった場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

特に、就労移行支援事業所、自立訓練（生活訓練）事業所が指定を受ける際の利用定員については、「障害者総合支援法」に基づく省令（注）1にて、「事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないが、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない」ことが定められております。

また、厚生労働省の通知（注）2にて、報酬の減算対象は、単日で定員の150%、3か月の平均が定員の125%をそれぞれ超過する場合と定められております。そして、各都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また、指導に従わず、減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取消しを検討することと定められており、その運用は各自治体に委ねられております。

さらに、厚生労働省の通知（注）3には、「原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されること」を前提として、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、利用定員を超過することが可能である旨定められております。

当社では、法規制への抵触リスクを低減するために上記省令及び各種通知等に抵触することのないように各自治体と適宜連絡や確認を取りながら事業を進めておりますが、今後、各自治体の運用方針や通知事項が変更され、何らかの事情により当社が遵守できない事態が生じた場合、これまでどおりの運営が困難となり、影響を受けた当該事業所の売上の減少等により、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

- (注) 1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日 障発第1031001号)
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日 障発第1206001号)

#### 競合について

(顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が属する指定障害福祉サービス業界は、提供するサービス内容が人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社の持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間で構築することは難しいと考えております。当社では、中長期的な経営戦略(幅広い受け入れ「個別」と「支援」ドミナント展開)を実行することで、競合に対する優位性を確保しながら事業を進めておりますが、本書提出日現在においては、サービス提供エリアにおける競争環境は激化する兆しもあり、更なる競合他社の事業の拡大や新規参入等によって他社に優位性を奪われた場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### 特定サービスへの依存について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：法改正時、影響度：大)

当社の主力サービスは就労移行支援サービスであり、その売上高の構成比は2024年6月期で84.4%となっております。今後は新規事業である自立訓練(生活訓練)サービスの展開を進めていくことにより就労移行支援サービスに係る売上高の構成比率が低下していくように進めておりますが、当社の運営する就労移行支援事業所に指定取消しや営業停止が発生した場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

## (2) 事業運営に関するリスク

#### 個人情報保護について

(顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社サービスの特性上、利用者及び保護者の氏名、住所、職業等の個人情報保護法に定められた個人情報を保持しております。当社では、これらの個人情報の保護を重大な経営課題と認識し、個人情報の適正な取得及び厳重な管理のために、2020年にプライバシーマークを取得した上で、社内システムにおいては、不正アクセス等を防止するためのセキュリティ対策・ネットワーク保護施策を行い、また従業員の人為的ミスによる個人情報漏洩を回避するために技術的対策を導入し、全従業員に対しては、各種規程の周知徹底、並びに社内教育を実施し、個人情報漏洩の防止に取り組んでおります。しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず、何らかの原因によって個人情報が流出した場合、当社への社会的信用が失墜し、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### 新規事業所の開設計画について

(顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、事業所を賃借する形で運営しており、新規開設する事業所の賃借物件の確保については、取引先業者からも幅広く情報を入手するように努めておりますが、当社のニーズに合致する条件の物件が必ずしも確保されるとは限りません。また、仮に当社の計画に沿った物件を確保しても計画された利用者数を確保できない場合には、事業所の新規開設が計画どおり行われない可能性があります。当社では、新規開設する事業所の賃借物件及び利用者数確保の検討等、新規開設計画に則した運営に鋭意取り組んでまいりますが、上記の事情により、新規事業所の開設が計画どおり実行できない事態が発生した場合、事業成長のスピードが減速するなど、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 事業所の賃借物件について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、事業所を賃借する形で運営しており、定期建物賃貸借契約に基づく契約期間満了時に再契約できず事業所の運営が継続できない場合、事業所を運営休止せざるを得なくなる可能性があります。そのため、定期建物賃貸借契約の賃借物件については、再契約できない場合を想定し、事業所周辺の物件を恒常的にリストアップするようしておりますが、契約期間満了までに契約更新ができず、当該事業所に代わる物件を近隣に確保できない場合、事業成長のスピードが減速するなど、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### 事業所における事故について

(顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社では、事業所の運営に関し、利用者及びスタッフの安全確保を重大な経営課題として認識し、行政の指導内容に沿った厳格な運用により安全管理に努めております。しかしながら、事業所には机等の什器備品があり、それらに当たったり躓いたりすることで事故が発生する可能性や、事業所で食事提供を行う場合には、冷凍状態から温めてお弁当を提供しているため、食中毒や感染症等が発生する可能性があります。これらの事故が発生した場合、利用者の流出や指定取消しにより、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### 大規模な自然災害・感染症について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社では、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、当社の事業所運営地域は、神奈川県をはじめとした関東地区の割合が高く（本書提出日現在での全事業所数に対する関東地区の合計事業所数の割合は82.0%）、特に関東地区においての台風、地震、津波等の自然災害の発生や、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行が想定を大きく上回る規模で発生した場合には、利用者の通所が困難となること、また政府の方針により事業所を閉所するなどにより、経営成績、財務状況に影響を与える可能性があります。当社としては、台風、地震、津波等の自然災害の発生については、策定しているBCPに則り、利用者及び従業員の安全を最優先に行いながらも事業継続する体制の整備を進めており、また新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行に対しては、予め行政と密に連携して通所型訓練と遜色のない在宅型の個別訓練ができる環境を整備し、感染状況を踏まえつつ、即座に利用者の在宅型訓練への切り替え及び従業員の在宅勤務への切り替えを行うことで感染防止できるように取り組んでおります。ただし、事態が長期化し、事業所が開設できなくなった場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### 情報システム障害発生について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は今後の事業拡大、業務の効率化を図るためシステム投資を積極的に行う方針であります。システムを活用するに当たっては、適正な情報システム運用環境を整え、また関連規程類の整備や利用者教育を推進することで業務効率化を推進しており、情報システム障害が発生した場合でも、迅速に各事業所の業務の通常化を図る対策と情報システムの冗長化を進める対策をしております。しかしながら、情報システムの利用が進むことで、万が一、大規模なシステム障害が発生し復旧に時間を要する等、何らかの理由でシステムの障害が発生し事業所の運営や本社業務が滞った場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### 訴訟等について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では発達障害や精神障害がある方を主たる対象としたサービスを提供しております。当社はサービスを提供する全従業員に対して教育研修を実施し、多様な状況に対応できるためのマニュアルの整備等により、事故の発生防止や緊急事態に対応できるように取り組んでおります。しかし、利用者の病状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### 風評等の影響について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の事業は、利用者やその家族に加え、就労先の企業や、行政、教育機関、医療機関等の関係機関、又は地域社会との連携により成り立っております。当社の従業員には、企業理念を浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように従業員教育を徹底しております。しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事

象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

### (3) 組織体制に関するリスク

#### 人材の確保及び育成について

(顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が展開する事業は、発達障害や精神障害がある方を主たる対象としたサービスであり、新規拠点の開設に伴い、有資格者を含む専門的な知識や指導技術を持った人材の確保が急務となっております。このため当社では、経験者を対象とした通年での採用活動と並行して、適性を有する新卒学生や未経験者を採用し、研修部門による様々な研修や情報提供を行うことで一から人材を育成するなど、人材の拡充に取り組んでおります。

しかしながら、今後、人材の確保と育成が事業所開設のスピードに追いつかない場合や既存人員の流出等が生じた場合、事業成長のスピードが減速するなど、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### 内部管理体制について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、企業価値を最大化すべく、事業拡大に遅れることなく従業員の育成、人員の増強を図ることで内部管理体制の一層の充実を図ると共に、コーポレート・ガバナンスの充実を図る施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を整備・運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### 特定経営者への依存について

(顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は常勤の取締役3名がそれぞれの管掌領域において業務推進及び連携を図り、全社の事業推進をしております。代表取締役社長佐原敦矢は経営方針や事業戦略の決定など当社の企業活動全般の推進において、取締役岩元勝志は管理部門における業務推進及び社内体制の整備において、取締役長尾吉祐は指定障害福祉サービス事業全般の事業推進及び事業拡大において、重要な役割を果たしております。当社では事業の拡大に伴い各部門における中核従業員の採用や育成及び権限委譲を行い、常勤の取締役に依存しない体制構築を推進し、経営組織の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により常勤の取締役3名の業務遂行が困難となった場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

### (4) 財務状況に関するリスク

#### 固定資産の減損について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、積極的な新規事業所開設の推進による新規拠点の内装工事や什器備品等の固定資産残高が増加しております。当社では、減損処理が発生しないよう、各拠点の収益管理を徹底し、採算性の悪い拠点に対しては業績回復に向けた対策を講じておりますが、事業所の業績動向によっては、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### 有利子負債について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は運転資金及び新規事業所開設の設備投資資金を金融機関からの借入金で調達しており、2024年6月末時点の有利子負債依存度は0.4%となっております。今後当社としては、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことによりリスクの低減に努める方針ですが、現行の金利水準が変動した場合や計画どおりの資金調達ができなかった場合、当社の事業成長のスピードが減速するなど、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(5) その他のリスク

新株予約権行使による株式価値希薄化について

(顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストックオプション」という。）を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員に対するインセンティブとしてストックオプションを付与する可能性があります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

なお、2024年6月末時点におけるストックオプションによる潜在株式数は158,000株であり、発行済株式総数3,618,150株の4.4%に相当します。

配当政策について

(顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しており、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるために内部留保のバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元の実施を基本方針としております。当事業年度までは、将来の利益還元実現のための事業所拡大等の先行投資を進めることが経営上の最重要課題であったことから、配当を実施していませんでしたが、2024年8月14日付「配当政策の基本方針の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」にありますとおり、今般、当社の経営環境及び今後の経営計画を踏まえ、引き続きの健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保を確保しつつも、株主の皆様への利益還元が可能と判断し、配当政策の基本方針を変更いたしました。変更後の配当政策の基本方針は2025年6月期より適用いたしますが、変更後におきまして、外部環境等様々な要因により、想定どおりの配当を実施することができない等の状況が生じ、配当政策の基本方針に影響を及ぼす可能性があります。

資金使途について

(顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

上場時の公募増資等により調達した資金の使途については、主に「指定障害福祉サービス事業」拡大のための新規事業所開設費、人材採用費、IT環境の整備強化費等に充当する予定です。しかしながら、当社が属する業界において急速に事業環境が変化することも考えられ、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を投資した場合においても、想定した投資効果が得られない場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性もあります。なお、資金使途計画に重大な変更が発生した場合には、適時適切に開示してまいります。



## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 経営成績の状況

当事業年度のわが国経済は、経済活動の正常化に伴い個人消費に回復の動きがみられています。一方で、長期化するウクライナ情勢や円安にともなう物価上昇が継続しており、当面不透明な状況が続くものと見込まれております。

当社を取り巻く障害福祉サービス業界においては、障害者数は増加傾向にあり1,160.2万人となっております（内閣府「令和6年度版障害者白書」）。また、障害者の法定雇用率（民間企業に義務付けられている障害者の雇用率）は段階的に上げられ、2024年4月には2.5%となりました（1976年時点の法定雇用率は1.5%）。2018年には精神障害者が障害者雇用義務の対象に加わりました。厚生労働省「令和5年 障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業における雇用障害者数「64万2,178人」、実雇用率（民間企業に実際に雇用されている障害者の雇用率）「2.33%」はともに過去最高を更新しております。一方で、法定雇用率達成企業の割合は50.1%となっていることや、法定雇用率自体も2026年7月に2.7%に上げられる（厚生労働省「障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について」）ことから、今後も障害者雇用の拡大は見込まれ、それを支援する障害福祉サービスの拡大余地も引き続き大きいと考えられます。

このような環境の下、当事業年度においても社会課題解決に応えるべく拠点数増加を推進し、前事業年度末の93拠点（就労移行支援事業所69拠点、自立訓練（生活訓練）事業所（Cocorport College）23拠点、指定計画相談支援事業所1拠点）から12拠点増加し合計105拠点へと拡大し（就労移行支援事業所74拠点、自立訓練（生活訓練）事業所（Cocorport College、Cocorport Rework）31拠点）、サービスの拡大を図ってまいりました。

これらの結果、当事業年度における経営成績は、売上高5,750,811千円（前期比13.1%増）、営業利益704,041千円（前期比15.0%増）、経常利益718,720千円（前期比20.5%増）、当期純利益525,584千円（前期比16.0%増）となりました。

また、当社は指定障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 財政状態の状況

##### （資産）

当事業年度末における流動資産合計は2,459,975千円となり、前事業年度末に比べ555,119千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が436,704千円、売掛金が123,237千円増加したこと等によるものであります。固定資産合計は708,993千円となり、前事業年度末に比べ105,350千円増加いたしました。これは主に新規拠点増加に伴い有形固定資産が62,676千円、敷金及び保証金が32,768千円増加したこと、並びに繰延税金資産が12,044千円増加したこと等によるものであります。

この結果、資産合計は、3,168,968千円となり、前事業年度末に比べ660,470千円増加いたしました。

##### （負債）

当事業年度末における流動負債合計は654,193千円となり、前事業年度末に比べ75,021千円増加いたしました。

これは主に1年内返済予定の長期借入金が26,296千円減少した一方で、未払費用が59,809千円、預り金が21,894千円、役員賞与引当金が12,060千円増加したこと等によるものであります。

固定負債合計は165,075千円となり、前事業年度末に比べ45,991千円増加いたしました。これは主に長期借入金が8,738千円及びリース債務が3,083千円減少した一方で、賃借不動産の退去に備えた資産除去債務が57,779千円増加したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は、819,268千円となり、前事業年度末に比べ121,012千円増加いたしました。

##### （純資産）

当事業年度末における純資産合計は2,349,700千円となり、前事業年度末に比べ539,457千円増加いたしました。

これは主に新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ6,936千円増加したこと、及び当期純利益の計上に伴い繰越利益剰余金が525,584千円増加したことによるものであります。

この結果、当事業年度末の自己資本比率は74.1%（前事業年度末は72.2%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比べて436,704千円増加し、1,271,469千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの変動要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は562,618千円（前事業年度は421,415千円の獲得）となりました。

これは主に売上債権の増加による123,237千円及び法人税等の支払額204,746千円等の支出があった一方で、税引前当期純利益718,720千円、減価償却費59,739千円をそれぞれ計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は101,383千円（前事業年度は139,161千円の使用）となりました。これは主に新規拠点開設に伴う有形固定資産の取得による支出67,213千円並びに敷金及び保証金の差入による支出31,328千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は24,530千円（前事業年度は505,325千円の獲得）となりました。これは主に新株予約権の行使に伴い、株式の発行による収入13,439千円があった一方で、長期借入金の返済による支出35,034千円等があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b．受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c．販売実績

当事業年度の販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 2023年 7月 1日 至 2024年 6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス	4,850,909	113.0
自立訓練(生活訓練)サービス	898,543	113.8
その他	1,358	
合計	5,750,811	113.1

(注) 1．当社は「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。

2．最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,646,011	32.4	1,784,897	31.0
埼玉県国民健康保険団体連合会	1,130,206	22.2	1,265,601	22.0
東京都国民健康保険団体連合会	977,814	19.2	1,122,307	19.5
千葉県国民健康保険団体連合会	869,445	17.1	909,409	15.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載しております。また、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

a. 固定資産の減損処理

財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、固定資産の減損については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

b. 資産除去債務

財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、資産除去債務については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に含めて記載しております。

b. 経営成績

(売上高、売上原価、売上総利益)

サービス拡大を目的に、当事業年度は就労移行支援事業所を前事業年度と比べて5事業所増加(前事業年度69事業所から74事業所)し、自立訓練(生活訓練)事業所の事業所数を8事業所増加(前事業年度23事業所から31事業所)いたしました。事業所数の増加に伴い、前事業年度と比べて通所数は35,142通所増加となり、447,029通所となりました(前事業年度比8.5%増)。売上高については、前事業年度と比べて667,007千円増加し、5,750,811千円(同13.1%増)となりました。売上原価については、従業員数増加に伴う労務費が328,194千円増加、事業所数増加に伴う地代家賃が85,654千円増加、利用者増加に伴う利用者研修費が36,982千円増加したこと等により、前事業年度と比べて499,539千円増加し、4,072,716千円(同14.0%増)となりました。その結果、売上総利益は、前事業年度と比べて167,468千円増加し、1,678,095千円(同11.1%増)となりました。

## (販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費については、広告宣伝費が30,216千円増加したこと等により、前事業年度と比べて75,776千円増加し、974,054千円(同8.4%増)となりました。その結果、営業利益は704,041千円(同15.0%増)となりました。

## (営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は、助成金収入が8,858千円増加したこと等により、前事業年度と比べて9,948千円増加し、16,475千円(同152.4%増)となりました。営業外費用は、株式交付費11,864千円並びに上場関連費用7,964千円の減少等により、前事業年度と比べて20,717千円減少し、1,795千円(同92.0%減)となりました。

その結果、経常利益は718,720千円(同20.5%増)となりました。

## (特別利益、特別損失、法人税等、当期純利益)

特別利益及び特別損失は発生せず、また、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額含む)は、前事業年度と比べて49,676千円増加し、193,135千円(同34.6%増)となりました。

これらの結果、当期純利益は525,584千円(同16.0%増)となりました。

## キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に関する情報

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、障害福祉サービスの提供及び事業所の運営に係る人件費及び外注費、販売費及び一般管理費の営業費用による運転資金であります。投資を目的とした資金需要は、新規事業所開設に伴う設備投資が主なものであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は13,487千円となっております。

また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,271,469千円となっております。

## 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

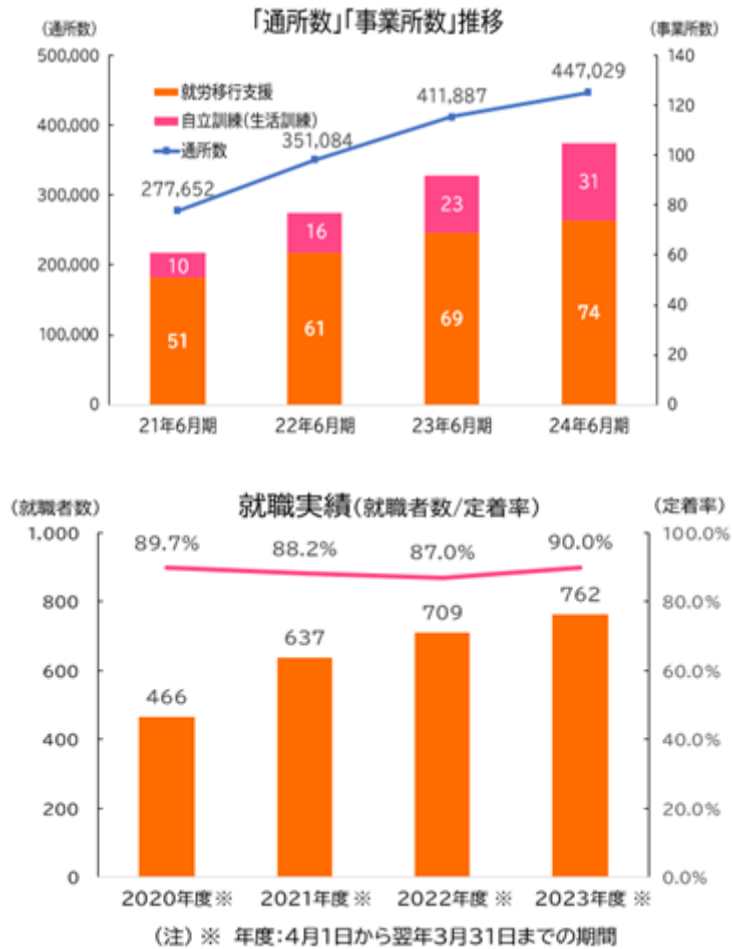
当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)」に記載のとおり、売上高及び経常利益を重要な経営指標と位置付けております。そして、重要な経営指標である売上高と経常利益の向上のため、事業所数、利用者数(通所数)、就職者数、定着者数(定着率)等を重要指標として、各経営課題に取り組んでおります。なお、定着者数の目標は2年以上経過している各Officeは年間10名以上(就職者数は最低限年間10名以上)が目標となります。

第13期については、事業所数は前事業年度と比べて、就労移行支援事業所は5事業所増加(前事業年度末69事業所から74事業所)、自立訓練(生活訓練)事業所は8事業所増加(前事業年度末23事業所から31事業所)となりました。事業所数の増加に伴い、前事業年度と比べて通所数は35,142通所増加(前事業年度比8.5%増)となりました。これらの結果、売上高は667,007千円増加(同13.1%増)、経常利益は122,358千円増加(同20.5%増)となりました。

## a. 重視する経営指標の推移

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高(千円)	5,083,804	5,750,811
経常利益(千円)	596,362	718,720

b. 売上高を構成する主要な経営指標



5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施した設備投資の総額は105,019千円であり、主な内容は新規事業所開設による建物附属設備91,805千円、工具、器具及び備品10,107千円等であります。また、業務効率化を目的として、ソフトウェアに3,105千円の投資を行っております。

また、当社は「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2024年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフトウェア	合計	
本社 (神奈川県川崎市川崎区)	本社事務所	11,191	1,499		8,109	20,800	83
就労移行支援事業所 Cocorport川崎Office (神奈川県川崎市川崎区)ほか73 Office	事業所	190,543	12,319	4,256		207,119	505
自立訓練(生活訓練) 事業所 Cocorport College川崎 キャンパス(神奈川県川崎市幸区)ほか29 キャンパス、 Cocorport Rework船橋 (千葉県船橋市)	事業所	139,352	7,619			146,972	151

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記事業所の年間賃借料は616,887千円であります。

3. 当社の事業は、「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

当社の設備投資については、既存事業所の稼働状況や投資効率を総合的に勘案して行っております。なお、当社は「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手 年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
就労移行支援事業所 福岡県久留米市他 2025年6月期 プレオープン6 Office (開設6 Office)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	56,000	407	自己資金、借入 金及び増資資金	2024年 7月～ 2025年 6月	2024年 7月～ 2025年 6月	(注)
就労移行支援事業所 2026年6月期 プレオープン9 Office (開設9 Office)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	63,000	-	自己資金、借入 金及び増資資金	2025年 7月～ 2026年 6月	2025年 7月～ 2026年 6月	(注)
就労移行支援事業所 2027年6月期 プレオープン10 Office (開設10 Office)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	66,500	-	自己資金、借入 金及び増資資金	2026年 7月～ 2027年 6月	2026年 7月～ 2027年 6月	(注)
自立訓練(生活訓練)事業 所 福岡県他 2025年6月期 プレオープン6キャンパス (開設6キャンパス)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	48,000	-	自己資金、借入 金及び増資資金	2024年 7月～ 2025年 6月	2024年 7月～ 2025年 6月	(注)
自立訓練(生活訓練)事業 所 2026年6月期 プレオープン6キャンパス (開設6キャンパス)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	48,000	-	自己資金、借入 金及び増資資金	2025年 7月～ 2026年 6月	2025年 7月～ 2026年 6月	(注)
自立訓練(生活訓練)事業 所 2027年6月期 プレオープン5キャンパス (開設5キャンパス)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	40,000	-	自己資金、借入 金及び増資資金	2026年 7月～ 2027年 6月	2026年 7月～ 2027年 6月	(注)
自立訓練(生活訓練)リ ワーク専門事業所 神奈川県他 2025年6月期 プレオープン3キャンパス (開設3キャンパス)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	24,000	-	自己資金、借入 金及び増資資金	2024年 7月～ 2025年 6月	2024年 7月～ 2025年 6月	(注)

(注) 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,800,000
計	12,800,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年9月19日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	3,618,150	3,628,150	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,618,150	3,628,150	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。



(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第2回新株予約権)

2018年11月16日臨時株主総会決議に基づく2018年11月16日取締役会決議

決議年月日	2018年11月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 70 (注)7
新株予約権の数(個)	570 [ 520 ] (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 57,000 [ 52,000 ] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	319 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2020年11月17日 至 2028年11月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 319 資本組入額 159.5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式100株とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分(株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。))の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格が無い場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

(3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場

合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

#### 4．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

#### 5．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、「4．新株予約権の行使の条件」の（1）に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

#### 6．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転により設立する株式会社

#### 7．付与対象者の権利行使や退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員40名となっております。

(第3回新株予約権)

2019年12月16日臨時株主総会決議に基づく2019年12月16日取締役会決議

決議年月日	2019年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 87 (注)7
新株予約権の数(個)	1,010 [960] (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 101,000 [96,000] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	360(注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年12月17日 至 2029年12月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 360 資本組入額 180
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式100株とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分(株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格が無い場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

(3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、「4．新株予約権の行使の条件」の（1）に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

6．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転により設立する株式会社

7．付与対象者の権利行使や退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員60名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年12月3日 (注)1	2,884,005	3,204,450	-	183,125	-	-
2023年3月30日 (注)2	250,000	3,454,450	362,250	545,375	362,250	362,250
2023年3月31日 ~ 2023年6月30日 (注)3	123,000	3,577,450	10,974	556,350	10,974	373,224
2023年7月1日 ~ 2024年6月30日 (注)3	40,700	3,618,150	6,936	563,286	6,936	380,161

(注)1. 2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,150円  
引受価額 2,898円  
資本組入額 1,449円  
払込金総額 724,500千円

3. 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 2024年7月1日から2024年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,000株、資本金が1,697千円、資本準備金が1,697千円それぞれ増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2024年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	20	12	22	6	1,200	1,263	-
所有株式数 (単元)	-	2,021	2,831	10,031	1,116	57	20,090	36,146	3,550
所有株式数の割 合(%)	-	5.59	7.83	27.75	3.08	0.15	55.58	100	-

(注)1. 当社社員持株会が所有する当社株式は、「個人その他」に2,080単元及び「単元未満株式の状況」に60株を含めて記載しております。

2. 自己株式36株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社A & C コーポレーション	東京都武蔵野市吉祥寺本町 二丁目8番4号 i-office吉祥寺	383,100	10.58
株式会社KRAC	神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11番地2 川崎フロンティアビル4階	305,400	8.44
株式会社アレジアンズ	神奈川県鎌倉市津西一丁目24番26-1号	234,300	6.47
コルポート社員持株会	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目 5番11号	208,060	5.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	164,800	4.55
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	158,501	4.38
佐原 敦矢	東京都武蔵野市	145,000	4.00
長尾 吉祐	神奈川県鎌倉市	137,190	3.79
伊藤 純一	東京都渋谷区	120,000	3.31
岡登 貞憲	東京都世田谷区	80,000	2.21
高原 健人	東京都港区	80,000	2.21
計	-	2,016,351	55.72

(注) 2023年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、Merrill Lynch International が2023年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2024年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Merrill Lynch International	2, King Edward Street, London EC1A 1HQ, United Kingdom	121,400	3.51

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,614,600	36,146	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,550	-	-
発行済株式総数	3,618,150	-	-
総株主の議決権	-	36,146	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社保有の自己株式36株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ( )				
保有自己株式数	36	-	36	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2024年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式数は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2024年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。



### 3【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化と事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

また、当事業年度の配当につきましては、今後の事業拡大に備えて内部留保の充実を図る観点から配当を実施しておりません。

なお、2024年8月14日付「配当政策の基本方針の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」にありますとおり、当社は、今般、当社の経営環境及び今後の経営計画を踏まえ、引き続きの健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保を確保しつつも、株主の皆様への利益還元が可能と判断し、配当政策の基本方針を変更することとなりました。今後の配当政策の基本方針につきましては、下記の通りとなります。変更後の配当政策の基本方針は2025年6月期より適用いたします。

#### （変更後の配当政策の基本方針）

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。今後の配当政策につきましては、引き続きの健全な財務体質の維持及び事業拡大のための内部留保を確保しつつ、配当性向30%を目安に、事業の成長に沿った継続的かつ安定的な配当を実施する方針であります。

剰余金の配当にあたっては、2024年9月19日開催の第13回定時株主総会決議により、資本政策及び配当政策を機動的に遂行できることを目的として剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする定款の一部変更を行いました。それにしたがって、2025年6月期より、取締役会を決定機関として各期の決定を行ってまいります。期末配当の基準日は毎年6月30日、中間配当の基準日は毎年12月31日となっております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献することを経営目標としております。その実現のために、組織的に誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針として、コーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず全従業員がコンプライアンスの徹底に努めております。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、ステークホルダーに対しては透明性及び健全性の高い企業経営が実現できるものと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ．企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公平性を高めるべくコーポレート・ガバナンス強化を企図した、以下の体制を構築しております。

##### a．取締役会

当社の取締役会は、取締役6名により構成されており、うち3名は社外取締役であります。取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。毎月1回の定時取締役会のほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役3名も出席しており、取締役の職務執行を監督しております。

(構成員の氏名)

議長 代表取締役社長 佐原敦矢

取締役 岩元勝志、長尾吉祐、高橋龍徳(社外取締役)、香月壯一(社外取締役)、

清水恒美(社外取締役)

##### b．指名・報酬委員会

当社は取締役の選解任並びに報酬を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、代表取締役社長と社外取締役3名で構成されており、社外取締役が過半数を占めています。

(構成員の氏名)

委員長 高橋龍徳(社外取締役)

香月壯一(社外取締役)、清水恒美(社外取締役)、代表取締役社長 佐原敦矢

##### c．経営会議

当社の経営会議は、取締役(社外取締役を除く。)3名、全部長職8名により構成されております。経営会議は、経営に関する重要事項の決議及び報告を行っております。毎週1回の定例経営会議のほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。また、常勤監査役も出席しており、取締役の職務執行を監査しております。

(構成員の氏名)

議長 代表取締役社長 佐原敦矢

取締役 岩元勝志、長尾吉祐

経営企画部長 宮澤心作、経理部長 新井大吾、情報システム部長 高橋義樹、

カレッジ推進部1部部長 永栄和久、就労移行支援1部部長 大島歩、

就労移行支援2部部長 飯田和住、就労移行支援3部部長 堀口知代

就労移行支援4部部長 福井克哉

(注)当社のリスク管理に係る事項の決議及び報告を行う場合には、経営会議を「リスク・コンプライアンス委員会」と読み替え、経営会議と同一の構成員により、毎月1回の定期開催のほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時にも開催するようにしております。

d. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名（うち社外監査役2名）で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しております。監査役会は、毎月1回定期的に開催されますが、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。監査に関する重要な事項及び監査の方法は、監査役会において協議決定しております。

常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性確保に努めております。さらに代表取締役社長との面談、各部門への往査・ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。

非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施するとともに、会計監査人、内部監査との連携や意見交換を行っております。

（構成員の氏名）

議長 常勤監査役 高原健人

非常勤監査役 鈴木知幸（社外監査役）、神谷有子（社外監査役）

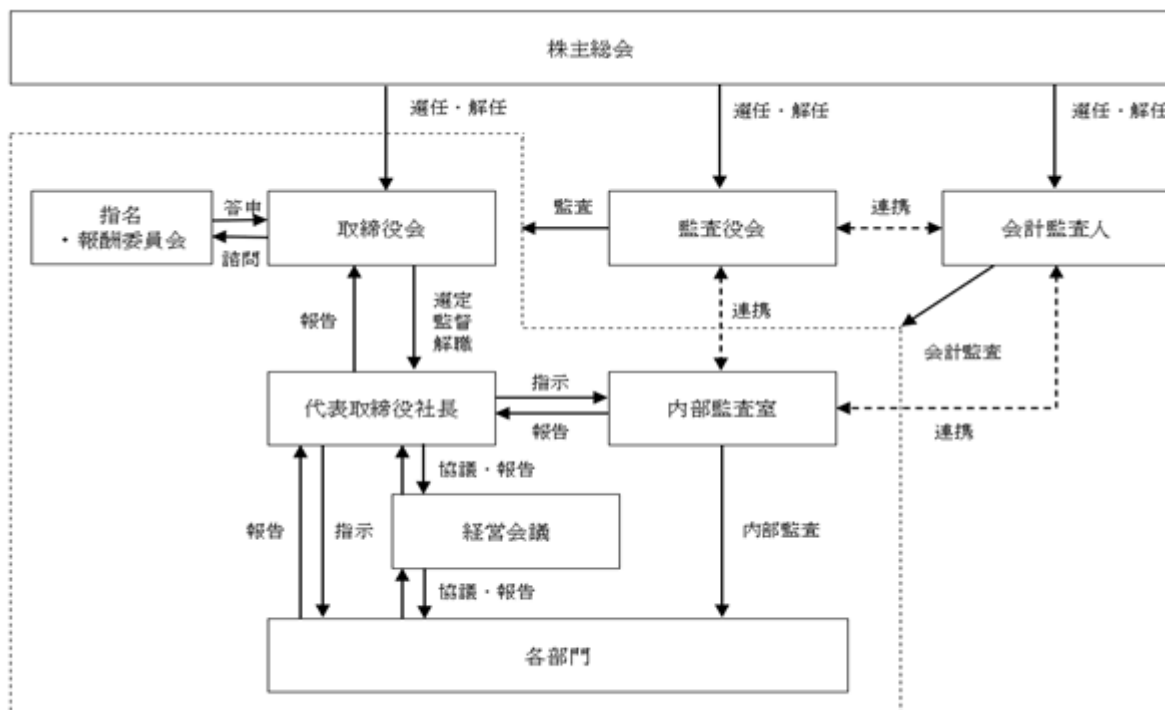
e. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。

f. 内部監査室

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室（専任者2名で構成）が当社の「内部監査規程」に基づき、当社の全部門をカバーするよう内部監査を実施しております。また、内部監査室と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

コーポレート・ガバナンスに係る以下の体制を構築しています。



ロ. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

#### 企業統治に関するその他の事項

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システムの基本方針にしたがって以下のように体制を整備し運用の徹底を図っております。

- a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「法令遵守規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。
  - ・市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
  - ・取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - ・監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
  - ・内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - ・企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置するとともに、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報規程」を備え、これを周知し、運営する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、取締役及び監査役が必要に応じていつでも閲覧可能な状態を維持する。
  - ・「情報システム管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」、及び「個人情報取扱規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。
  - ・「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」に基づき内部情報管理責任者を選定し、インサイダー情報の未然流出防止体制を整備する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
  - ・「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの迅速かつ適切な対応を可能とする管理体制の整備、リスク顕在化時の対応等を行う。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
  - ・取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
  - ・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、当該使用人の人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議し、これを決定する。

- g. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
  - ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- i. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- j. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- k. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
  - ・監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役社長は監査役との定期的な意見交換の場を設けるとともに、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
  - ・監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

#### 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、「反社会的勢力対応規程」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を行うことを基本方針としており、日常においては、反社会的勢力と関係を有することを未然に防止するための取引先調査・管理や契約時の暴排条項の締結等の業務体制の整備や従業員等への周知・教育を行っております。また、「反社会的勢力対応体制マニュアル」を制定し、各事業所に不当要求防止責任者を配置した上で、有事の際も組織的かつ適切な対応ができる体制を整備しております。

#### リスク管理体制の整備状況

当社は、各部門からのリスク情報収集やヒヤリハット情報をもとに、リスク・コンプライアンス委員会が所管となり、当社のリスク情報を集約・分析・対応及びリスク評価のサイクルを遂行することで、リスクの顕在化の未然防止に努めております。さらに、重大なリスクの発生可能性を認識した場合には、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、取締役会及び監査役に報告し、その対応策について協議しております。また、不祥事を未然に防止するために内部通報制度を設け、社内及び社外に内部通報窓口を設置することで、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社役員であり、保険料は、そのすべてを当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による悪意又は重大な過失がある場合の損害等については補填の対象外とすることとしております。

**取締役及び監査役の定数並びに取締役の選任の決議要件**

当社の取締役の定数は12名以内、監査役の定数は5名以内とする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

**株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項**

**a. 剰余金の配当等の決定機関**

当社は、2024年9月19日開催の第13回定時株主総会におきまして、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨の定款変更を行いました。それにしたがって、2025年6月期より、取締役会を決定機関として各期の決定を行ってまいります。

**b. 取締役及び監査役の責任免除**

当社は、職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

**c. 自己株式の取得**

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

**株主総会の特別決議要件**

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

**取締役会の活動状況**

当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

地位	氏名	出席状況
代表取締役社長	佐原 敦矢	100%（14回/14回）
取締役	岩元 勝志	100%（14回/14回）
取締役	長尾 吉祐	100%（14回/14回）
取締役（社外取締役）	高橋 龍徳	100%（14回/14回）
取締役（社外取締役）	香月 壯一	100%（14回/14回）
取締役（社外取締役）	増田 泰朗	100%（14回/14回）

（注）社外取締役の清水恒美は2024年9月19日開催の第13回定時株主総会で新任社外取締役として選任されているため、出席状況の記載はありません。

取締役会における具体的な検討内容は、株式に関する事項、株主総会に関する事項、決算に関する事項、組織・人事に関する事項、サステナビリティに関する事項及び重要な業務執行に関する事項などでありま

指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を5回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

地位	氏名	出席状況
代表取締役社長	佐原 敦矢	100% ( 5 回 / 5 回 )
取締役 ( 社外取締役・委員長 )	高橋 龍徳	100% ( 5 回 / 5 回 )
取締役 ( 社外取締役 )	香月 壯一	100% ( 5 回 / 5 回 )
取締役 ( 社外取締役 )	増田 泰朗	100% ( 5 回 / 5 回 )

(注) 社外取締役の清水恒美は2024年9月19日開催の第13回定時株主総会で新任社外取締役として選任されているため、出席状況の記載はありません。

指名・報酬委員会における具体的な検討内容は、取締役候補者の選任に関する事項、指名方針や取締役の個別の報酬決定方法に関する事項、取締役の評価基準・評価方法に関する事項などの審議を行い、取締役会へ答申いたしました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名(役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	佐原 敦矢	1963年11月20日生	1987年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 2003年10月 株式会社リクルートエイブリック(現株式会社リクルート)転籍 2008年4月 同社東海エリアユニットディレクター 2011年4月 同社関西統括部長 2012年4月 株式会社リクルートドクターズキャリア(現株式会社リクルートメディカルキャリア) 出向 医師幹旋事業部長 2013年4月 同社人事部部長兼総務部長兼広報部長兼法務部長 2014年4月 株式会社クロス・マーケティング入社 マーケティング&リサーチ部長 2017年1月 当社入社 2017年7月 当社就労移行支援事業本部本部長 2017年10月 当社取締役 2018年4月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	528,100 (注)5
取締役 管理本部本部長兼人事総務部部长	岩元 勝志	1969年3月17日生	1991年4月 株式会社リクルート人材センター(現株式会社リクルート)入社 2009年4月 同社コンプライアンスオフィス部長 2016年10月 株式会社リクルートキャリアコンサルティング転籍 2018年1月 当社入社 2018年3月 当社管理本部人事部部长 2018年4月 当社管理本部本部長 2018年7月 当社取締役管理本部本部長兼人事総務部部长(現任)	(注)3	325,400 (注)5
取締役 総合支援事業本部本部長兼カレッジ推進部2部部长	長尾 吉祐	1970年3月30日生	1993年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 2002年6月 株式会社ディー・エヌ・エー社外取締役 2003年6月 株式会社オールアウト社外取締役 2007年4月 株式会社ジョブダイレクト代表取締役社長 2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ(現株式会社リクルート)執行役員 2015年4月 株式会社リクルートメディカルキャリア代表取締役 2018年7月 当社入社 2019年7月 当社取締役総合支援事業本部本部長兼就労移行支援3部部长 2020年1月 当社取締役総合支援事業本部本部長兼就労移行支援2部部长 2022年7月 当社取締役総合支援事業本部本部長兼就労移行支援4部部长 2023年7月 当社取締役総合支援事業本部本部長兼カレッジ推進部2部部长(現任)	(注)3	371,490 (注)5



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	高橋 龍徳	1969年1月15日生	1991年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年9月 高野総合会計事務所（現税理士法人高野総合会計事務所）入所 2001年1月 株式会社ストラテジック・シナリオ設立代表取締役 虎ノ門共同会計事務所（現税理士法人虎ノ門共同会計事務所）設立代表社員 2004年4月 日比谷監査法人設立代表社員 2012年9月 キートン・インベストメンツ株式会社設立代表取締役 2013年6月 ジューテックホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2016年10月 日比谷総合会計事務所設立代表パートナー（現任） 2016年11月 株式会社日比谷総合コンサルティング（現株式会社大手門ローアカウンティング）設立代表取締役 2019年7月 当社社外監査役 2020年3月 当社社外取締役（現任） 2020年4月 東京地方裁判所立川支部民事調停委員 2020年10月 株式会社日比谷総合コンサルティング設立代表取締役（現任）	(注)3	30,000
取締役	香月 壯一	1951年5月11日生	1976年4月 株式会社東急百貨店入社 1998年7月 同社営業政策部長 2001年2月 同社グループ事業統括室長 2005年6月 東急カード株式会社取締役営業開発部長 2005年10月 株式会社ぐるなび常務執行役員管理部門長 2006年6月 同社常務取締役管理本部長 2009年6月 同社常務取締役営業本部長 2011年6月 同社取締役専務執行役員管理本部長 2013年5月 同社取締役副社長執行役員 2014年1月 東京急行電鉄株式会社（現東急株式会社）常勤顧問 2016年3月 メディカル・データ・ビジョン株式会社社外取締役（現任） 2021年5月 当社社外取締役（現任） 2021年7月 ANYCOLOR株式会社社外取締役	(注)3	-
取締役	清水 恒美	1959年9月16日生	1982年4月 株式会社名古屋都ホテル入社 1985年3月 全国朝日放送株式会社（現株式会社テレビ朝日）入社（契約社員） 1986年6月 株式会社博報堂入社（嘱託） 1989年6月 株式会社電通入社 2017年8月 株式会社電通そらり出向 2018年3月 同社代表取締役社長 2024年9月 当社社外取締役（現任）	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	高原 健人	1968年4月20日生	1991年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 2008年4月 株式会社リクルートキャリア（現株式会社リクルート）転籍 2018年7月 当社入社 2019年7月 当社総合支援事業本部就労移行支援1部部長 2022年7月 当社総合支援事業本部就労移行支援3部部長 2024年7月 当社常勤監査役補佐 2024年9月 当社常勤監査役（現任）	(注)4	90,000
監査役	鈴木 知幸	1976年6月14日生	2003年10月 長島・大野・常松法律事務所入所 2004年11月 東京丸の内法律事務所入所 2013年10月 同所代表代行パートナー（現任） 2020年3月 当社社外監査役（現任） 2022年6月 協栄産業株式会社社外取締役（現任）	(注)4	-
監査役	神谷 有子	1964年11月25日生	1988年4月 株式会社QUICK入社 1993年4月 朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 2000年9月 株式会社エフエム東京入社 2008年11月 ジグノシステムジャパン株式会社取締役 2012年4月 税理士法人会計実践研究所入所 2015年9月 神谷有子税理士事務所設立代表（現任） 2016年2月 株式会社ファンドクリエーショングループ社外監査役（現任） 2023年9月 当社社外監査役（現任）	(注)4	-
計					1,344,990

- (注) 1. 取締役高橋龍徳、香月壯一及び清水恒美は、社外取締役であります。  
2. 監査役鈴木知幸及び神谷有子は、社外監査役であります。  
3. 2024年9月19日開催の定時株主総会の終結のときから、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。  
4. 2024年9月19日開催の臨時株主総会の終結のときから、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。  
5. 所有株式数には、役員の資産管理会社が保有する株式数も含んでおります。

#### 社外役員の状況

当社は、社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しており、当社はこれらの社外役員すべてを東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外取締役高橋龍徳は、公認会計士及び税理士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導を行うことが、同氏が当社の企業統治において果たす機能及び役割です。同氏は、当社の株式を保有しており、その内容は「(2) 役員の状況 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおりであります。なお、同氏と当社に人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役香月壯一は、事業会社における人事、財務、事業統括及び事業経営に関する高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導を行うことが、同氏が当社の企業統治において果たす機能及び役割です。なお、同氏と当社に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役清水恒美は、営業・マーケティングの知見に加え、障害福祉領域における企業経営全般について豊富な知見を有しており、特に企業経営及び障害福祉の観点から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導を行うことが、同氏が当社の企業統治において果たす機能及び役割です。なお、同氏と当社に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役鈴木知幸は、弁護士及び税理士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行うことが、同氏が当社の企業統治において果たす機能及び役割です。なお、同氏と当社に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役神谷有子は、公認会計士及び税理士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行うことが、同氏が当社の企業統治において果たす機能及び役割です。なお、同氏と当社に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考の上、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員を選任いたします。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係については、取締役会、監査役会において適宜報告及び意見交換がなされております。

また、別途社外取締役及び社外監査役による、四半期ごとに1回の定期的な情報共有及び意見交換の場を持ち、社外役員間での相互の連携を深めております。

監査役と内部監査は、相互の連携を図るため、定期的な情報交換の場を設置し、監査役の監査方針及び監査計画並びに内部監査の監査方針、内部監査計画、実施した監査結果に関する共有や確認を行っております。また、監査役、内部監査は会計監査人より定期的に監査の概要について報告を受けることとしております。

これらの相互連携の結果、改善に取り組む事項がある場合は、代表取締役社長を通じ、各部門が改善に取り組む仕組みを構築しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役3名（うち社外監査役2名）による監査役会を設置しております。すべての監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、取締役等との意思疎通や取締役会への出席と共に、原則として、毎月1回の監査役会を開催し、当社の経営に対する監視及び取締役の業務執行の適法性について監査を行います。

なお、常勤監査役秋元正秀は、2024年9月19日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任しております。2024年9月19日開催の第13回定時株主総会で新任常勤監査役として就任した高原健人は、2018年7月の当社入社から現在に至るまで、障害福祉サービスの支援員、障害福祉事業所の運営、及び支援部門の部門運営に深く携わっており、また、支援部門の部門運営を通じて障害福祉サービス事業の経理業務に関する知見も有しております。社外監査役鈴木知幸は、弁護士・税理士の資格を有しており、税務、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役神谷有子は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して、監査の有効性及び効率性を高めております。

森岡伸介氏は、2023年9月28日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任しております。また、神谷有子氏は、2023年9月28日開催の第12回定時株主総会において監査役に選任され就任しております。

当事業年度は、監査役会を定時と臨時を合わせて13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりとなっております。

氏名	開催回数	出席回数
秋元 正秀	13回	13回
鈴木 知幸	13回	13回
神谷 有子	9回	9回
森岡 伸介	4回	4回

- (注) 1. 常勤監査役の高原健人は2024年9月19日開催の第13回定時株主総会で新任常勤監査役として選任されているため、開催回数及び出席回数の記載はありません。  
2. 森岡伸介及び神谷有子についてはそれぞれ監査役として在任している間に開催された監査役会の開催回数及び出席回数を記載しております。

監査役会における具体的な検討内容として、事業基盤の強化等サステナビリティ関連に関すること、定時取締役会の議案に関する審議を行っております。また、常勤監査役の活動として、代表取締役社長並びに取締役との経営方針・戦略等に関する意見交換、重要な会議への出席、重要書類の閲覧、会計監査人並びに内部監査室との連携となっております。

内部監査の状況

当社では代表取締役社長直轄の部署として内部監査室（専任者2名で構成）を設置し、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しております。内部監査責任者は内部監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を対象に内部監査を実施し、業務活動が法令及び社内規程に準拠し、合理的に運営されているかについて代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、監査役会及び会計監査人と連携して、監査の有効性及び効率性を高めております。

内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、内部監査室は、常勤監査役との定例ミーティング、及び監査役会に毎月出席し、内部監査の進捗状況、重要なリスクや課題、監査結果に対する報告等を行っております。また、半期に一度、内部監査結果を取りまとめ、経営会議及び取締役会に直接報告している他、半期に一度、内部監査室長は社外役員と重要なリスクや課題等について意見交換を行っております。

会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ. 継続監査期間

2019年6月期以降の6年間

八．業務を執行した公認会計士

公認会計士 陶江 徹

公認会計士 堤 康

二．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他4名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定方針として、会計監査人に求められている専門性、独立性及び適正性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることとしております。太陽有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査品質及び当社の事業活動を一元的に監査する体制を有していること等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で処分を受けており、その概要は以下のとおりであります。

処分対象

太陽有限責任監査法人

処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

なお、監査役会は、上記監査法人から、上記改善命令に関する業務改善計画（2024年1月31日金融庁提出）に基づく品質管理体制の整備の進捗並びに運用状況について報告を受け、再発防止に向けた改善の取り組みが着実に実施されていること、また当社に対する監査業務は適正かつ厳格にされていることを評価し、同監査法人による継続的な監査を行うことが妥当と判断いたしました。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、総合的に評価しており、同法人による会計監査は、適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）	監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）
19,981	1,650	21,829	-

（注）前事業年度における非監査業務に基づく報酬は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。また、報酬金額については消費税等込みの金額を記載しております。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査法人との協議を経た上で、監査役会の同意を得て決定しております。

### ホ．監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画に基づく監査報酬の算定根拠、監査計画の概要、当期における重点監査項目などを総合的に勘案したことによります。

## (4) 【役員の報酬等】

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を2023年8月31日開催の臨時取締役会において、以下のように決議し定めております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、2020年7月15日開催の定時取締役会の決議により設置された任意の指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、2023年8月14日開催の定時取締役会、2023年8月31日開催の臨時取締役会及び2023年9月28日開催の第12回定時株主総会において、当該方針を一部改訂し、第13期（2024年6月期）より、常勤取締役に対して、基本報酬に加えて事業年度ごとの業績に応じた業績連動報酬を導入することを決議しております。

### イ．基本方針

当社の取締役の報酬は年度単位で変更される、業績に連動しない固定の金銭報酬である基本報酬に加え、2023年9月28日開催の第12回定時株主総会で導入が決議された業績連動報酬により構成されております。非金銭報酬等については、現時点においては導入しておりません。

### ロ．基本報酬に関する方針

基本報酬である業績に連動しない月額固定の金銭報酬は、職務・貢献度・業績等を勘案の上、取締役会より委任を受けた指名・報酬委員会において、取締役の個人別の報酬額を審議及び決定し、支給することとしております。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務や貢献度を適切に把握・判断するには指名・報酬委員会が適していると判断したためです。なお、取締役の報酬等は、2019年6月14日開催の臨時株主総会決議により、社外取締役以外の取締役の報酬の額を年額100,000千円以内とし（当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名））、2023年9月28日開催の第12回定時株主総会決議により、社外取締役の報酬の額を年額30,000千円以内としております（当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は3名））。また、退任時の慰労金は支給しておりません。

## ハ．業績連動報酬等の額の算定方法の決定方針

当社の業績連動報酬等は、常勤取締役に対して、業績及び持続的な企業価値向上を意識した職務遂行を促進することを目的として、事業年度ごとの業績に応じた金銭報酬とします。

具体的には、まず、年に1回、指名・報酬委員会での必要な手続きを経て取締役会の決議により、売上計画、経常利益計画、税引後純利益計画の3指標、各指標の支給率、基準額、役位別の係数を定めます。その上で、各指標をそれぞれ100%達成した場合に、基準額に、達成した当該指標の支給率、及び役位別の係数を乗じた金額を支給します。当該指標を選定した理由は、当該指標が当社の持続的な成長と企業価値の向上を判断するための重要な経営指標であるためです。業績連動報酬の支給総額は、2023年9月28日開催の第12回定時株主総会決議により年額50,000千円以内としております（当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は3名））。

## ニ．報酬等の割合に関する方針

### ア．常勤取締役

業績に連動しない月額固定の金銭報酬である基本報酬と、業績連動報酬により構成されております。基本報酬と業績連動報酬の割合は、業績連動報酬の各指標の目標達成度が全て100%の場合、4：1としております。

### イ．社外取締役

業績に連動しない月額固定の金銭報酬である基本報酬のみで構成されております。

ホ．報酬等の付与時期や条件に関する方針

業績に連動しない月額固定の金銭報酬は、個人別の報酬額の決定を毎年10月に行い、月次で支給します。  
業績連動報酬等は、個人別の報酬額の決定を行い、年1回定時株主総会后に速やかに支給します。

ヘ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当社は、取締役の報酬等を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、代表取締役社長と独立社外取締役3名で構成されており、社外取締役が過半数を占めています。

取締役の個人別の報酬等について、年に1回指名・報酬委員会にて取締役の個人別に、職務・貢献度・業績等を勘案の上審議・決定し、取締役会へ答申されます。

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

監査役の個人別の報酬については、監査役会における監査役の協議にて決定しております。

監査役の報酬限度額は、2020年9月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	84,096	72,036	12,060	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	7,800	7,800	-	-	1
社外役員	25,800	25,800	-	-	6

- (注) 1. 2024年6月期に係る報酬等の金額を記載しております。  
2. 業績連動報酬は、2024年6月期における役員賞与引当金繰入額を記載しております。  
3. 非金銭報酬等については、2024年6月末時点においては導入しておりません。  
4. 取締役の固定報酬には、確定拠出年金の掛金を含めております。  
5. 社外役員の報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額には、2023年9月28日開催の第12回定時株主総会最終の時をもって退任した社外監査役1名に係る報酬を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が100,000千円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有するものを純投資目的の投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を通じて、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備しております。



1【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	834,764	1,271,469
売掛金	945,565	1,068,802
貯蔵品	46,745	32,124
前払費用	77,179	87,294
未収入金	4,071	845
貸倒引当金	3,470	560
流動資産合計	1,904,856	2,459,975
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	356,373	462,730
減価償却累計額	80,965	121,644
建物附属設備(純額)	275,407	341,086
工具、器具及び備品	70,583	78,739
減価償却累計額	49,014	57,299
工具、器具及び備品(純額)	21,569	21,439
リース資産	14,370	14,370
減価償却累計額	7,239	10,113
リース資産(純額)	7,130	4,256
有形固定資産合計	304,106	366,783
無形固定資産		
商標権	1,584	1,284
ソフトウェア	9,948	8,109
無形固定資産合計	11,532	9,394
投資その他の資産		
繰延税金資産	60,542	72,587
敷金及び保証金	226,653	259,421
その他	806	806
投資その他の資産合計	288,002	332,815
固定資産合計	603,642	708,993
資産合計	2,508,498	3,168,968

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
1年内返済予定の長期借入金	35,034	8,738
リース債務	2,935	3,083
未払金	106,665	113,199
未払費用	225,624	285,433
未払法人税等	143,288	144,160
役員賞与引当金	-	12,060
預り金	65,624	87,518
流動負債合計	579,172	654,193
<b>固定負債</b>		
長期借入金	8,738	-
リース債務	4,749	1,666
資産除去債務	105,564	163,343
その他	32	65
固定負債合計	119,084	165,075
負債合計	698,256	819,268
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	556,350	563,286
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	373,224	380,161
その他資本剰余金	705	705
資本剰余金合計	373,930	380,866
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	880,176	1,405,761
利益剰余金合計	880,176	1,405,761
自己株式	214	214
株主資本合計	1,810,242	2,349,700
純資産合計	1,810,242	2,349,700
負債純資産合計	2,508,498	3,168,968

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	5,083,804	5,750,811
売上原価	3,573,177	4,072,716
売上総利益	1,510,627	1,678,095
販売費及び一般管理費	898,277	974,054
営業利益	612,349	704,041
営業外収益		
受取利息	1	9
助成金収入	5,008	13,867
固定資産受贈益	-	1,948
物品売却益	1,342	473
その他	173	177
営業外収益合計	6,526	16,475
営業外費用		
支払利息	1,827	593
固定資産除却損	401	694
上場関連費用	7,964	-
株式交付費	12,298	433
その他	22	74
営業外費用合計	22,513	1,795
経常利益	596,362	718,720
税引前当期純利益	596,362	718,720
法人税、住民税及び事業税	173,366	205,179
法人税等調整額	29,907	12,044
法人税等合計	143,458	193,135
当期純利益	452,903	525,584

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
. 労務費		2,434,564	68.1	2,762,758	67.8
. 経費		1,138,612	31.9	1,309,957	32.2
売上原価		3,573,177	100.0	4,072,716	100.0

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
地代家賃(千円)	506,786	592,440
利用者研修費(千円)	229,849	266,832
消耗品費(千円)	123,368	151,236
支払手数料(千円)	47,368	48,778

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	183,125	-	705	705	427,273	427,273	-	611,104	611,104
当期変動額									
当期純利益					452,903	452,903		452,903	452,903
新株の発行	362,250	362,250		362,250				724,500	724,500
新株の発行 （新株予約 権の行使）	10,974	10,974		10,974				21,949	21,949
自己株式の 取得							214	214	214
当期変動額合 計	373,224	373,224	-	373,224	452,903	452,903	214	1,199,137	1,199,137
当期末残高	556,350	373,224	705	373,930	880,176	880,176	214	1,810,242	1,810,242

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	556,350	373,224	705	373,930	880,176	880,176	214	1,810,242	1,810,242
当期変動額									
当期純利益					525,584	525,584		525,584	525,584
新株の発行 （新株予約 権の行使）	6,936	6,936		6,936				13,873	13,873
当期変動額合 計	6,936	6,936	-	6,936	525,584	525,584	-	539,457	539,457
当期末残高	563,286	380,161	705	380,866	1,405,761	1,405,761	214	2,349,700	2,349,700

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	596,362	718,720
減価償却費	56,261	59,739
敷金償却費	7,984	8,110
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,909	2,909
役員賞与引当金の増減額(は減少)	-	12,060
受取利息	1	9
助成金収入	5,008	13,867
支払利息	1,827	593
上場関連費用	7,964	-
株式交付費	12,298	433
固定資産受贈益	-	1,948
固定資産除却損	401	694
売上債権の増減額(は増加)	132,609	123,237
棚卸資産の増減額(は増加)	15,257	14,621
前払費用の増減額(は増加)	12,436	10,114
未払金の増減額(は減少)	25,841	5,453
未払費用の増減額(は減少)	36,842	59,809
預り金の増減額(は減少)	13,048	21,894
その他	3,105	4,039
小計	547,851	754,082
利息の受取額	1	9
助成金の受取額	5,008	13,867
利息の支払額	1,704	593
和解金の支払額	8,000	-
解約違約金の支払額	1,410	-
法人税等の支払額	120,330	204,746
営業活動によるキャッシュ・フロー	421,415	562,618
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	90,046	67,213
無形固定資産の取得による支出	3,194	3,105
敷金及び保証金の差入による支出	52,720	31,328
敷金及び保証金の回収による収入	11,073	264
資産除去債務の履行による支出	3,973	-
その他	300	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	139,161	101,383
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	166,000	-
長期借入金の返済による支出	51,852	35,034
リース債務の返済による支出	2,794	2,935
自己株式の取得による支出	214	-
株式の発行による収入	734,150	13,439
上場関連費用の支出	7,964	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	505,325	24,530
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	787,578	436,704
現金及び現金同等物の期首残高	47,186	834,764
現金及び現金同等物の期末残高	1,834,764	1,271,469

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

常勤取締役に対する業績連動報酬の支払いに備えるため、常勤取締役に対する当該業績連動報酬の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス及び自立訓練（生活訓練）サービスの提供を行っております。顧客へのサービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(3) ヘッジ方針

内規に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

8. 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、当社は免税事業者であるため、税込経理方式により処理しております。



## (重要な会計上の見積り)

## 1. 固定資産の減損

## (1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
	貸借対照表計上額	左記のうち事業用 固定資産	貸借対照表計上額	左記のうち事業用 固定資産
有形固定資産	304,106	293,381	366,783	354,092
無形固定資産	11,532	-	9,394	-
減損損失	-	-	-	-

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、指定障害福祉サービス事業を営むために事業用固定資産を保有しております。当社は、事業所を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある事業所について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上することとしております。また、除却予定資産については、代替的な投資の有無を考慮し、グループ単位を設定しております。

事業所の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、常勤取締役が稟議書で決裁しており、取締役会で承認された中期経営計画と重要な乖離がないこと、中期経営計画設定以降の事業年度にかかる将来キャッシュ・フローが市場の状況を加味して妥当性があることを確認しております。

当該見積りは、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、減損損失認識要否の判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 資産除去債務

## (1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
	資産除去債務	105,564	163,343	

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の本社オフィス及び事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、賃貸借期間に応じた国債利回りを使用して割引後の資産除去債務の金額を計算しております。

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、不動産賃貸借契約開始時の原状回復工事見積金額等に基づき、見積り計算を行っております。

当該見積りは、原状回復費用の発生事実に基づき経営者による最善の見積りによって行っておりますが、経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた工事金額が見積り金額と異なった場合、翌事業年度の財務諸表において認識する資産除去債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (会計上の見積りの変更)

## (資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、本社オフィス及び事業所の退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

その結果、本社オフィス及び一部の事業所において、資産除去債務の計上に関して、従来負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法(以下、「簡便的な取扱い」という。)を採用してはいたしましたが、当事業年度末より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上する方法(以下、「原

則的な取扱い」という。)に変更することといたしました。これは、当事業年度末において、原状回復費用の総額が敷金及び保証金の総額を上回ることとなり、簡便的な取扱いが認められなくなったことによるものであります。

この見積りの変更及び簡便的な取扱いから原則的な取扱いへの処理変更により、当事業年度の貸借対照表において、固定負債の資産除去債務が23,824千円増加しております。

また、この見積りの変更に伴い、簡便的な取扱いに係る敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額が16,007千円増加しております。

なお、この変更により、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
当座貸越極度額の総額	700,000	700,000
借入実行残高		
差引額	700,000	700,000

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
広告宣伝費	104,328	134,544
役員報酬	98,556	103,956
給料及び手当	308,143	305,316
減価償却費	8,858	7,098
役員賞与引当金繰入額	-	12,060
貸倒引当金繰入額	2,909	90
販売費に属する費用のおおよその割合	33%	32%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	67%	68%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,204,450	373,000	-	3,577,450
合計	3,204,450	373,000	-	3,577,450

(変動事由の概要)

有償一般募集による増加 250,000株  
新株予約権の行使による増加 123,000株

2. 自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	-	36	-	36
合計	-	36	-	36

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 36株

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,577,450	40,700	-	3,618,150
合計	3,577,450	40,700	-	3,618,150

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 40,700株

2. 自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	36	-	-	36
合計	36	-	-	36

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金	834,764	1,271,469
現金及び現金同等物	834,764	1,271,469

2. 重要な非資金取引の内容  
(資産除去債務)

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
重要な資産除去債務の計上額	36,753	57,443

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事業所における事務機器(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要と認められる場合は、主として銀行借入により資金調達する方針であります。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。デリバティブは、主に金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、不動産賃貸借契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後2年以内であります。借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であり、流動性リスクに晒されております。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「注記事項(重要な会計方針) 6.ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスクの管理

借入金に係る金利変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。取引については、取締役会で報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(表示方法の変更)

前事業年度まで記載しておりました「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当事業年度より記載を省略しております。

前事業年度(2023年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金(*2)	226,653	219,509	7,144
資産計	226,653	219,509	7,144
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	43,772	43,651	120
(2) リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	7,684	7,526	158
負債計	51,456	51,178	278
(3) デリバティブ取引(*3)	-	-	-

(\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 貸借対照表計上額及び時価には、事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)の未償却残高が44,784千円含まれております。

(\*3) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(2024年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金(*2)	259,421	241,421	17,999
資産計	259,421	241,421	17,999
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	8,738	8,731	6
(2) リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	4,749	4,644	105
負債計	13,487	13,375	112
(3) デリバティブ取引(*3)			

(\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 貸借対照表計上額及び時価には、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)の未償却残高が43,396千円含まれております。

(\*3) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。



(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	834,764	-	-	-
売掛金	945,565	-	-	-
敷金及び保証金	-	27,336	194,081	5,235
合計	1,780,329	27,336	194,081	5,235

当事業年度(2024年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,271,469	-	-	-
売掛金	1,068,802	-	-	-
敷金及び保証金	-	58,909	200,512	-
合計	2,340,271	58,909	200,512	-

(注) 2. 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	35,034	8,738	-	-	-	-
リース債務	2,935	3,083	1,666	-	-	-
合計	37,969	11,821	1,666	-	-	-

当事業年度(2024年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	8,738	-	-	-	-	-
リース債務	3,083	1,666	-	-	-	-
合計	11,821	1,666	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前事業年度(2023年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	219,509	-	219,509
資産計	-	219,509	-	219,509
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	-	43,651	-	43,651
リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	-	7,526	-	7,526
負債計	-	51,178	-	51,178

当事業年度(2024年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	241,421	-	241,421
資産計	-	241,421	-	241,421
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	-	8,731	-	8,731
リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	-	4,644	-	4,644
負債計	-	13,375	-	13,375

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、そのキャッシュ・フローを、国債利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(金利関連)

前事業年度(2023年6月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・ 支払固定	長期借入金	16,082	1,756	(注)
合計			16,082	1,756	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(2024年6月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・ 支払固定	長期借入金	1,756		(注)
合計			1,756		

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
当社の確定拠出制度への 要拠出額	25,120	27,281

(ストック・オプション関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	-	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 70名	当社取締役 3名 当社従業員 87名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 147,000株	普通株式 173,000株
付与日	2018年11月30日	2020年1月6日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあること。	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあること。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年11月17日 ~ 2028年11月16日	2021年12月17日 ~ 2029年12月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2020年12月3日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前事業年度末	76,000	123,000
権利確定		
権利行使	19,000	21,700
失効		300
未行使残	57,000	101,000

(注) 2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2020年12月3日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	319	360
行使時平均株価 (円)	2,670	2,610
付与日における公正な評価単価 (円)		

(注) 2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2020年12月3日付の株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）及び純資産法等によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

- 5 . ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- |   |           |
|---|-----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額                           | 217,533千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 82,383千円  |

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2023年 6 月30日 )	当事業年度 ( 2024年 6 月30日 )
繰延税金資産		
未払賞与	13,991千円	15,355千円
税務上の繰延資産	9,353	9,374
敷金償却	9,866	9,437
資産除去債務	31,715	49,509
未払事業税	12,462	12,713
役員賞与引当金		3,655
その他	8,742	8,929
繰延税金資産合計	86,131	108,975
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	25,588	36,388
繰延税金負債合計	25,588	36,388
繰延税金資産の純額	60,542	72,587

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2023年 6 月30日 )	当事業年度 ( 2024年 6 月30日 )
法定実効税率	30.31%	30.31%
( 調整 )		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02	0.07
住民税均等割	1.77	1.64
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	5.28	5.21
評価性引当額の増減	2.91	
その他	0.15	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.06	26.87

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィス及び事業所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務の一部については、資産除去債務の負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は、不動産賃貸借契約開始からの平均退去年数である10年と見積り、割引率は0.179%～1.062%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
期首残高	72,096千円	105,564千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	36,753	33,619
見積りの変更及び簡便的な取扱いから 原則的な取扱いへの変更による増加額		23,824
時の経過による調整額	133	336
資産除去債務の履行による減少額	2,307	
その他増減額(は減少)	1,111	
期末残高	105,564	163,343

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、見積りの変更を行いました。

詳細は、財務諸表「注記事項(会期上の見積りの変更)」をご参照ください。



2. 敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額及び当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額	7,984	8,110
当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額	44,784	43,396

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

	売上高(千円)
主要な財又はサービス	
就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス	4,294,534
自立訓練(生活訓練)サービス	789,269
顧客との契約から生じる収益	5,083,804
その他の収益	-
外部顧客への売上高	5,083,804

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

	売上高(千円)
主要な財又はサービス	
就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス	4,850,909
自立訓練(生活訓練)サービス	898,543
その他	1,358
顧客との契約から生じる収益	5,750,811
その他の収益	-
外部顧客への売上高	5,750,811

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

契約及び履行義務に関する情報

当社は、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス及び自立訓練(生活訓練)サービスの提供を行っております。顧客へのサービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定については、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス	自立訓練(生活訓練)サービス	合計
外部顧客への売上高	4,294,534	789,269	5,083,804

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,646,011
埼玉県国民健康保険団体連合会	1,130,206
東京都国民健康保険団体連合会	977,814
千葉県国民健康保険団体連合会	869,445

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス	自立訓練(生活訓練)サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	4,850,909	898,543	1,358	5,750,811

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,784,897
埼玉県国民健康保険団体連合会	1,265,601
東京都国民健康保険団体連合会	1,122,307
千葉県国民健康保険団体連合会	909,409

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	佐原 敦矢	-	-	当社 代表取締役	（被所有） 直接 5.03 間接 10.70	-	当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証（注1）	112,058	-	-
							新株予約権 の行使（注 2、3）	7,330	-	-
役員	岩元 勝志	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.55 間接 8.53	-	新株予約権 の行使 （注3）	6,790	-	-
役員	長尾 吉祐	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 3.83 間接 6.54	-	新株予約権 の行使 （注3）	6,790	-	-

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	佐原 敦矢	-	-	当社 代表取締役	（被所有） 直接 4.00 間接 10.58	-	当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証（注4）	9,546	-	-

- （注）1. 当社の営業拠点等の不動産賃貸借契約について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている物件の期中賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 2018年6月15日取締役会決議により付与された第1回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。
3. 2018年11月16日取締役会決議により付与された第2回新株予約権、並びに2019年12月16日取締役会決議により付与された第3回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。
4. 当社の営業拠点等の不動産賃貸借契約について債務保証を受けておりましたが、当事業年度末において債務保証はすべて解消しております。なお、取引金額については、債務保証を受けていた期間の地代家賃の支払額を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり純資産額	506.02円	649.43円
1株当たり当期純利益	138.39円	145.79円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	126.73円	140.14円

(注) 1. 当社は、2023年3月31日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から前事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
( 1 ) 1株当たり当期純利益		
( 算定上の基礎 )		
当期純利益 (千円)	452,903	525,584
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	452,903	525,584
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,272,684	3,604,973
( 2 ) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
( 算定上の基礎 )		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	301,062	145,489
(うち、新株予約権 (株))	( 301,062 )	( 145,489 )
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	356,373	107,544	1,186	462,730	121,644	41,170	341,086
工具、器具及び備品	70,583	10,321	2,165	78,739	57,299	10,450	21,439
リース資産	14,370			14,370	10,113	2,874	4,256
有形固定資産計	441,327	117,866	3,352	555,840	189,057	54,495	366,783
無形固定資産							
商標権	2,612			2,612	1,328	300	1,284
ソフトウェア	32,433	3,105		35,539	27,429	4,944	8,109
無形固定資産計	35,046	3,105		38,152	28,757	5,244	9,394

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物附属設備(千円)	新規拠点開設に伴う新規資産の取得	85,058
------------	------------------	--------

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物附属設備(千円)	事業所移転並びに本社内装工事に伴う減少	1,186
工具、器具及び備品(千円)	事業所移転並びにPC除却に伴う減少	2,165

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	35,034	8,738	1.10	-
1年以内に返済予定のリース債務	2,935	3,083	6.59	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,738	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,749	1,666	6.59	2025年7月～ 2026年1月
合計	51,456	13,487	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース物件のうち、支払利息を利息法により計上している物件に係るリース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,666	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,470	560	3,021	448	560
役員賞与引当金		12,060			12,060

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。



(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,271,469
計	1,271,469
合計	1,271,469

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
神奈川県国民健康保険団体連合会	327,981
埼玉県国民健康保険団体連合会	233,003
東京都国民健康保険団体連合会	195,421
千葉県国民健康保険団体連合会	167,967
大阪府国民健康保険団体連合会	46,834
その他	97,593
合計	1,068,802

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
945,565	5,750,811	5,627,574	1,068,802	84.0	63.9

ハ．貯蔵品

区分	金額(千円)
事務用機器等	26,294
冷凍弁当	3,984
切手・収入印紙等	1,845
合計	32,124

固定資産

イ．敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
拓陵建設株式会社	10,184
株式会社ボルテックス	8,137
日本都市ファンド投資法人	7,382
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	6,808
有限会社カネダイ	6,545
その他	220,362
合計	259,421

流動負債

イ．未払金

区分	金額(千円)
未払従業員給与等	43,681
当社利用者への交通費補助	9,886
株式会社フロンティアコンサルティング	7,378
株式会社ジョイント	6,563
スマートミールサービス株式会社	4,758
その他	40,930
合計	113,199

ロ．未払費用

区分	金額(千円)
従業員給与	176,319
社会保険料等	88,018
地代家賃	10,057
役員報酬	5,942
従業員経費	3,499
その他	1,596
合計	285,433

八．未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	78,577
事業税	30,939
市町村民税	12,108
地方法人税	8,093
特別法人事業税	11,007
都道府県民税	3,434
合計	144,160

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,399,837	2,800,960	4,172,377	5,750,811
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	185,842	363,786	468,539	718,720
四半期(当期)純利益 (千円)	126,865	247,557	317,374	525,584
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	35.43	68.90	88.14	145.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	35.43	33.48	19.31	57.55

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.cocorport.co.jp/">https://www.cocorport.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第12期（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

2023年9月28日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年9月28日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第13期第1四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）

2023年11月14日 関東財務局長に提出。

第13期第2四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

2024年2月14日 関東財務局長に提出。

第13期第3四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

2024年5月14日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2023年9月29日 関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年9月19日

株式会社コルポート

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 陶江 徹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堤 康

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コルポートの2023年7月1日から2024年6月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コルポートの2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

事業用固定資産の減損の兆候判定・認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、首都圏を中心に展開している指定障害福祉サービス事業において、当事業年度末現在、74の就労移行支援事業所、31の自立訓練（生活訓練）事業所（1のリワーク事業所を含む）を出店しており、これら事業所に係る有形固定資産の帳簿価額は354,092千円であり、総資産に占める割合は11.2%である。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）固定資産の減損に記載のとおり、会社は、事業所を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候を把握した拠点について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上することとしている。</p> <p>将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された年次経営計画及び中期経営計画に基づいて見積っており、中期経営計画以降の成長は関連する市場の状況を予測し決定している。</p> <p>当該年次経営計画及び中期経営計画は、通所者数・就職者数の予測に基づく売上高及び、翌事業年度以降の社員推移予測に基づく人件費の見積りにおいて重要な仮定を用いて立案されている。さらにこれらの仮定は、法的規制、競合他社の存在等の影響を受けることが想定される。</p> <p>以上から、将来キャッシュ・フローの見積りは不確実性を伴い、経営者の判断が必要となるため、当監査法人は事業用固定資産の減損の兆候判定・認識を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、事業用固定資産の減損の兆候判定・認識を検討するに当たり、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産の減損に関する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。</li> <li>・減損の兆候判定において用いられる事業所別の営業損益について関連資料との突合によりその正確性を検討するとともに、事業所別損益の分析を行った。</li> <li>・取締役会、経営会議等の重要な会議体の議事録の閲覧、経営者・担当部署への質問を行い、年次経営計画及び中期経営計画を理解した。</li> <li>・年次経営計画及び中期経営計画の見積対象となる事業所の収益拡大又は費用削減予測に関しては、過去に類似の施策を実施した拠点の実績を勘案して、その実行可能性を評価した。</li> <li>・年次経営計画及び中期経営計画の売上高の重要な仮定となる通所者数・就職者数の予測は、過年度の目標とその実績の乖離状況及び乖離要因を把握した上で、当該予測の合理性を検証した。</li> <li>・年次経営計画及び中期経営計画の人件費の重要な仮定となる、翌事業年度以降の社員推移予測は、将来キャッシュ・フローの見積対象となる事業所の規模及び法令遵守のために具備すべき人員数を満たしているかに着目した上で、当該予測の合理性を検証した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。